

平成28年第3回大衡村議会定例会会議録 第1号

平成28年9月7日（水曜日） 午前10時開会

出席議員（14名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	5番 斎藤 一郎	6番 文屋 裕男
7番 小川 宗寿	8番 細川 幸郎	9番 高橋 浩之
10番 遠藤 昌一	11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌
13番 小川ひろみ	14番 細川 運一	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 伊藤 俊幸
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文弘
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 文屋 寛	会計管理者 斎藤 善弘

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 高橋 吉輝 書記 佐藤 忠幸

議事日程（第1号）

平成28年9月7日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）と同じ

午前10時00分 開会

議長（細川運一君） おはようございます。

皆さんに議長より申し上げます。ただいま本村ではクールビズ施行中でありますので、暑い方は上着を脱いで対応していただいても結構です。執行部におかれましても、そのようにお願いをいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しますので、これより平成28年第3回大衡村議会定例会を開会いたします。

これより諸般の報告を行います。

議長としての報告事項及び監査委員からの提出のあった例月出納検査結果についての報告書は、お手元に配付している写しのとおりであります。

事務組合等に関する報告書については、報告文書表のとおりであります。各報告書は議員控室に備えておりますので、ご縦覧を願います。

陳情書については、配付しております陳情書文書表のとおりでありますが、配付のみとさせていただきます。ご了承願います。

次に、常任委員会の閉会中の所管事務調査にかかる報告を行います。各委員長に報告を求めます。佐藤 貢総務住民常任委員長、登壇願います。

〔総務住民常任委員長 佐藤 貢君 登壇〕

総務住民常任委員長（佐藤 貢君） おはようございます。

総務住民常任委員会による閉会中の継続調査、所管事務の調査について、平成28年8月8日に調査を行いましたので、ご報告をいたします。

平成27年度各種会計決算について、大衡村一般会計ほか7会計の歳入歳出決算について説明がございました。

次に、所管事務について。

総務課分です。平成28年第3回定例会議案については、議案書が皆様のお手元に配付されていますので、ここでは省略したいと思います。

それから、2の空間放射線量の測定状況等につきましては、3点測定検査されていますが、ともに異常はございません。

3の職員採用関係について、平成29年度採用予定申込状況、平成28年8月4日時点での状況であります。一次試験実施日が平成28年9月18日、初級・行政申込者が12名、初級・土木採用申込者が0名ということになっております。

次に、企画財政課分。大衡村バイオマстаун構想の取り組み状況について。平成28年度バイオディーゼル燃料導入促進事業補助金交付状況は下の表にしてありますので、ごらんになっていただきたいと思います。

それから、万葉バスの利用状況、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についても説明がございました。普通交付税について、こちらも表にしてありますので、ごらんになっていただきたいと思います。

次に、住民生活課分。条例制定について。2、家庭ごみ搬入・搬出量状況については、平成22年からの6年間のごみの量の推移を表にしてあります。平成22年からは、ごみの量が増加しているという傾向になっております。

それから、マイナンバー交付状況についても表をごらんになっていただきたいと思います。

税務課分。平成27年度村税等徴収実績についても記載のとおりであります。

会計室からは、平成28年度各種会計出納状況について、各種基金管理運用状況についても説明をいただきました。

以上が所管事務からの調査報告であります。

次に、総務住民常任委員会行政視察報告をいたします。

平成28年7月6日から8日までの2泊3日の行程で、静岡県小山町にあります陸上自衛隊富士学校、それから静岡県裾野市を行政視察してまいりました。

まず初めに、平成28年7月6日、陸上自衛隊富士学校を訪問してまいりました。この富士学校は、富士駐屯地内に設置されておりまして、富士山の麓、標高約830メーターの位置に立地しているということで、以前にあった3つの学校が統合いたしまして平成29年に静岡県小山町に開校されたということで、相互協同に必要な知識及び技能の教育訓練、調査を行っているところであります。

次の東富士演習場ですが、裾野市、御殿場市、小山町の2市1町にまたがる約8,800ヘクタールの規模を持つ本州最大の演習場であります。演習場内は国有地だけでなく民有地、公有地、国が賃貸借契約をしているということで、地元権利者の入会慣行権が認められているということで、国、地元市町、地権者でもって東富士演習場使用協定を5年ごと

に締結をしているということあります。

平成28年7月7日ですが、静岡県裾野市を行政視察してまいりました。演習場対策ということと、あと企業と連動した災害時の体制整備について調査をしてまいりました。裾野市は人口約5万3,000人ということで、気候は温暖で交通の便もよく、豊かな自然と産業が調和したまちであります。

調査目的の演習場対策については、①から⑤までの5点について調査をいたしました。その中で②の住民の理解と対応ですが、東富士演習場使用協定が、先ほども言いましたけれども、5年ごとに締結されていると。住民の生活の安全と向上を図る目的で関係住民、学識経験者による裾野地区対策委員会が設置されているということで、演習場対策に常に意見、要望も含めて、住民の理解をある程度得られているということでした。

それから4番目、特定防衛施設周辺整備調整交付金、SACO予算、これは基金を設置して積み立て、交付を受けた翌年度に事業を実施しているということで、参考ですが、平成28年度の予算額が交付金2億780万、SACOが8,505万円、合計で2億9,285万円となっているようあります。

次に、2番目の目的であります企業と連動した災害時の体制整備についてですが、裾野市と市内企業4社、大手企業ですけれども、トヨタ自動車、トヨタ自動車東日本、三菱アルミニウム、ヤクルト本社と災害支援協定を締結しているということで、具体的な支援策は表にしてありますので、ごらんになっていただきたいと思います。

最後に、総括といたしまして、裾野市とは演習場周辺対策や企業立地、そういったかかわりをもって本村と大変共通した印象を受けました。特に演習場対策に関しましては、演習場使用協定により土地所有者や地元関係者の権利が守られ、そのことで演習場に起因する諸問題を解決するという方策が取られているようあります。本村の演習場対策についても、演習場に係る使用実態や被害等の状況を把握した上で、今後も国に対策を継続的に強く要望していくべきだというふうに考えるものであります。これは今回研修に参加した全委員の共通した認識でもありました。

以上で調査報告といたします。

議長（細川運一君） 佐々木春樹産業教育常任委員長、登壇願います。

〔産業教育常任委員長 佐々木春樹君 登壇〕

産業教育常任委員長（佐々木春樹君） おはようございます。

産業教育常任委員会所管事務調査、次のとおり会議規則第75条の規定で報告させていた

だきます。

まず、調査事件、所管事務調査。1、平成28年度請負工事の進捗状況。2、各課の所管事務について。3番目として村内誘致企業の状況で、今回はソーラーフロンティアのほうにお邪魔しております。

まず、請負工事ですけれども、表にしておりますのでごらんいただきたいと思いますが、おおひら万葉まつり舞台プロデュースのところが5社で、プロポーザルと書いておりますけれども、プレゼンいただきて実行委員会の中で選択していったというふうに報告を受けております。

次に、各課の所管事務です。

まず、産業振興課。行政区別の生産調整ですけれども、表が皆さんに行ってますけれども、お示しのとおりであります。ため池の事故防止看板設置についての説明がございました。大衡村の地図をいただきまして、官地・民地それぞれの場所を示していただいております。村では、北部地区のほうが多くため池に看板を設置する予定だというふうに伺っております。

イノシシの出没状況についても同じように説明を受けておりまして、今回、鳥獣被害対策実施隊を10月に設置する予定ということで、メンバー30名を目標として今実行しているという報告がありました。

都市建設課ですが、今回、議案にもありますけれども、村道路線の変更についての説明、それから今話題になっております鳴瀬川水系の河川整備計画について、まだ大まかなものしか示されておりませんけれども、委員会の中ではいろいろ話をさせていただいております。

公園の長寿命化について、万葉クリエートパーク総事業費1,000万円で、2分の1の補助の中でつり橋とスイングネット等の補修を行うというふうな報告を受けております。

健康福祉課につきまして、各検診状況を表でいただきておりましたが、お示しのとおり人数の増減で示されておりました。今後、受診率のほうでお示しいただきたいということを申し入れしております。

教育委員会につきましては、各施設の利用状況の説明、特に前回の議会でも報告ありましたけれども、ふるさと美術館、非常に来場者が多いというふうに報告がありました。

中学校の体育大会の結果もお示しのとおりであります。

それから、スポーツ振興奨励金につきましても、この間の村民体育会で表彰された皆さ

んのものを提示しております。

ソーラーフロンティアにお邪魔した際に、大衡村の今の議員の中でも宮崎まで行って工場視察をした方もおられますけれども、大きく違う大衡村の特徴としては、1枚のソーラーパネルをつくるのに通常24時間、1日がかりでつくっていたものを、大衡工場では8時間で生産できる最新の施設になっているというふうなところを視察させていただきました。本稼働がいち早くできるように、今、目指して取り組んでいるというふうなところを視察してきております。

それから、平成28年7月12日から14日、北海道のほうを視察しております。北海道帯広市の慈光学園という障害福祉施設を視察してまいりましたが、大衡村でもそういった計画がございますので、その辺も視点に置きながら施設の運営状況、また施設そのものの視察をさせていただきました。内容についてはお示しのとおりであります、これからいろいろな部分で大きな役割を担っていく福祉施設でありますので、個々にいろいろな施設を視察しながらよりよいものにしていけたらというふうに委員各位思っているという報告書も上がっております。

7月13日には北海道更別村に行ってまいりました。こちらは健康寿命また出生率の高い村ということで視察させていただいておりまして、出生率については2012年1.6人ということで、大衡村が2012年には1.45、また北海道そのものでも1.25ということで、北海道の中で特に高いところでどういったことをしているのかを視察しております。大衡も引けをとってはおりませんけれども、やはり地域性というものが非常に大きいのかなというふうな印象を持っておりました。

また、予防医療についても、更別村は保険料が安いというふうなところで、どういった取り組みがあるのかというところを視点に置いて視察してまいりましたが、一番はやはり村民の意識が高いんだなというところで、健康診断の受診率も60%を超えていたり、指導に関しても皆さん出席してきちんと改善に向けて努力をしているというふうなところでありました。

関連して、公園整備事業ということで、役場前にお客さんに来てもらっても、他町から来てもらっても楽しめるような遊具がございましたけれども、そこには大人の方も楽しむというよりも健康増進するような器具が7種類備えてあります、そういったものがいろいろなところにあればますます健康増進につながるのかなというところで、村としてもまず個人個人の意識を向上させていくということが健康寿命の確立と医療費の削減につなが

るというふうな印象を持って帰ってまいりました。

産業教育常任委員会の報告を以上とさせていただきます。

議長（細川運一君） 小川宗寿広報広聴常任委員長、登壇願います。

〔広報広聴常任委員長 小川宗寿君 登壇〕

広報広聴常任委員長（小川宗寿君） 改めまして、おはようございます。

今、広報広聴常任委員会という案内で登壇しましたが、住民の方々には浸透性がまだ浅く、基本的には広報広聴常任委員会という働きは、広報活動とそれからいろいろな意味での住民の方々の声を聞くというような姿勢で、2つの働きを持つ常任委員会であります。

また、本常任委員会は、議長を除く議員全てが所属をし、その役割に任務を分担しているという働きもあることをあわせて説明の前段といたします。

まず初めに、広報広聴の広報の部であります、これは例年、先進地ということで、広報紙をどこの自治体も発行しているわけでありますが、広報活動の優秀な自治体あるいは議会、そういうものを視察して我々に取り入れていきたいという前提のもとで、今回は常連であります岩手県金ヶ崎、またあわせて矢巾町の2つの町を訪問し、研修してまいりました。もちろん全国でもユウシュウの美を飾るだけあります、それぞれの伝統化が継続されておる。伝統というのは、編集のルールだったり、あるいは議員一人一人の認識が広報活動に、委員に全面的に協力するというような姿勢とあわせて、今回金ヶ崎の委員会のほうは、一般質問終了後、音声化をCDに落としてすぐ原稿の構成に役立つというような流れも持った委員会がありました。

また、総括の部分でありますが、CD化をすることによって、編集に2週間の期間を節約と言うとあれですけれども、スケジュールをタイトにできるという機能を持たせて編集活動に当たっているようありました。

また、2日目の矢巾町でありますが、こちらも同じく全国ではベテランの広報の紙面を飾る自治体の一つの議会でありますが、これは我々も言えるわけでありますが、議員に当選すると1期生の議員は必ず広報を担当するというような役割も果たすわけですが、先輩議員の指導もしっかり伝統化され、色のバランスあるいは表紙、構成、そういったものの規格などもある程度マスター・プランニングできたような内容でレイアウト・デザインを決めているというような部分で、これも金ヶ崎と同じように事務局だけに頼らず、議員で率先的にいろいろなアイデアを出して広報の内容を制作しているというような格好がありました。

また、2つ目の観点、広聴の部分であります。これは字のごとく「広く聞く」という意味で、昨年もであります。いろいろな意味で住民の方に聞く場面となりますと地区懇談会というものを企画したりもしてきましたが、今回は改めて行政区の区長と議会の懇談会をということで、早速公式な場と、そして全区長、ことしから14行政区の区長がそろつておりますので、14行政区それぞれの地区ごとの地域づくりったり、いろいろな意味での奉仕作業でのリスク、特に河川の除草作業だったり人材不足、機械不足というようなテーマが大きく話題として出ておりました。

また、残念な話であります。きょうの新聞報道に早速、きのうの専門的な学会の記者会見あるいはシンポジウムをやった部分が記事として出ておりました。大衡村内における親子3人の水難事故が報道されておりますが、ため池に対する危険箇所の指定、あるいは啓発看板の設置など、そのような工夫をしたらしいんじやないかというようないろいろなアイデアなども出ておりまして、近々にわたる話題から、これからの大衡の部分にということで、区長の方々からの鋭い質問に議員も答弁に困る場面も一部ありましたけれども、いずれにせよこれからの大衡村をよくしていこうというような部分で広聴委員会の方はすばらしいものの内容にあったように思われます。

以上2点、広報広聴の視察と区長会との懇談会の内容の一端を報告いたしまして、委員会の報告といたします。

議長（細川運一君） 以上で諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番齋藤一郎君、6番文屋裕男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。細川幸郎議会運営委員長、登壇願います。

〔議会運営委員長 細川幸郎君 登壇〕

議会運営委員長（細川幸郎君） おはようございます。

本日招集されました平成28年第3回大衡村議会定例会の運営に関しまして、去る8月23日に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に付議されました案件は、村長提出案件が29件あります。内訳は、同意について2件、条例の一部改正について2件、規約の変更について8件、村道路線の変更について1件、平成28年度各種会計補正予算について7会計、報告について1件、平成27年度各種会計決算認定について8会計となっております。

議案審議に先立ちまして一般質問を行うこととします。一般質問は、7名の議員から12件の質問が通告されております。

本定例会の会期につきましては、日程案のとおり9月7日、8日及び15日に本会議を開催し、決算審査特別委員会は9月9日、12日、13日、14日及び15日の予定であります。したがって、日程は本日から15日まででありますが、15日は決算審査特別委員会の最終日として総括質疑及び採決を行う予定です。決算審査特別委員会終了後に本会議を開き、決算審査特別委員会報告、平成27年度各種会計決算認定について採決、その他議案を審査し、本定例会を閉会するものであります。

以上の議案審議でありますので、本定例会の会期につきましては、本日から15日までの9日間とすべきものを決定したものです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

議長（細川運一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月15日までの9日間とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日より9月15日までの9日間と決定をいたしました。

ここで村長に、招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） どうも皆さん、おはようございます。

本日ここに平成28年第3回大衡村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

提案理由の説明をさせていただきたいと思いますが、まずもってその前に、諸般の報告

をさせていただきたいというふうに思います。

まず、先ほども常任委員長のお話にあったとおりですが、先般の7月1日、村内のため池におきまして、釣りをしていた親子3人が死亡するという痛ましい水難事故が発生しております。このことを受けて、急遽ではありましたけれども、全地区の区長の方々へ地区内のため池に関する情報提供をお願いするとともに、看板を設置していただき注意喚起を行ったところでありますし、現在も注意喚起を行っているところであります。今後も関係機関と情報を共有しながら、水難事故の防止に向け努力してまいりたいと、このように考えておるところであります。

先ほどもございましたけれども、昨日でしたか、水難学会が大崎市において、そしてまた、大衡村の当該ため池に参りまして水難学会の調査があったようでありまして、その結果といいますか経緯、そういういたものが明らかになって発表されまして、そしてきょうの新聞あるいはきのうのテレビ等々で大々的に報道されておりました。本当に亡くなられました方々に心からご冥福と弔意をあらわすところでございます。

そういうことで、ことしはまだまだ暑い日が続いております。南アメリカ大陸で初の開催となったりオデジャネイロオリンピックは、日本選手の活躍により過去最高となる41個のメダルが獲得されております。連日のように熱戦が展開され、日の丸を背負って戦う選手の姿は多くの人々に感動を与え、今でも忘れる事はできません。4年後には56年ぶりで東京オリンピックが開催されますので、さらなる日本選手の活躍を期待するところでもありますし、またさらに、今後のリオパラリンピックにおいても日本の選手の皆さんのが活躍されますことを心からご祈念を申し上げるところであります。

さて、8月20日に開催しましたおおひら万葉まつり、時折小雨の降るあいにくの天候ではありましたが、村内外から約4,500名の来場があり、盛会裏に終了しております。今回は若干趣向を変え、音楽を中心に祭りを構成いたしましたが、今後も実行委員会においてあらゆる方面から検討を加えながら、より多くの方々に楽しんでいただけるような祭りを展開、開催してまいりたいと、こんなふうに考えておるところでありますが、例年にも増して子供連れの若い方々の来場者、村内の人と他市町村から参られた人が半々ぐらいの割合のかなというぐらいに、大分若い方々がお子さん連れで参られて、十分に万葉まつりを堪能していかれたというふうに私は思っているところであります。

そしてその後、8月には相次いで台風が宮城県に接近しましたけれども、中でも先日の台風10号、これは昭和26年に気象庁の統計が開始されて以来、初めて東北の太平洋側へ直

接上陸ということでありました。本当に宮城県、仙台湾あたりに直進してくるのかなというふうに、非常に危険といいますか、本当に脅威を感じていたわけですが、そんな中で台風の被害に備えるため、衡下地区の海老沢地区と持足地区の方々に避難準備情報を発令するとともに、衡下集会所へ避難所を開設しておりました。幸いにして大雨による冠水被害の発生までには至っておりませんでしたが、今後も災害対応には万全を期すものでございます。

一方、台風の経路となった岩手県や北海道においては、河川の氾濫や道路の損壊等により甚大な被害が発生しております。中でも岩手県岩泉町では、濁流が押し寄せたことによりグループホームに入所されていた方々が多数死亡するなど、痛ましい結果となっております。また、道路が寸断されたことにより孤立した集落も出るなど、改めて自然の猛威を感じさせられたものであります。亡くなられました皆様や被災された皆様方にご冥福とお見舞いを申し上げる次第であります。

今、王城寺原では日米合同訓練、8月29日から明日8日までの日程で実施されております。訓練期間中は関係機関との連携を図りながら、事故等の未然防止に努めておるところでございます。今後も、訓練が実施される際には万全の体制で臨んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げる次第であります。

間もなくと申しますか、水稻も収穫期となります。稲作であります、8月30日、東北農政局から作柄概況が発表されまして、8月15日現在では宮城県全体において3年ぶりに平年並みになる見通しとなっております。このまま順調に推移し、実りの秋が無事訪れる事を願うところであります。台風によっての倒伏等々の品質低下、若干あろうかとも思いますが、余り大きな倒伏やそのようなところは見受けられないよう思っておりますので、農作業も順調に進んで、そしてある程度の収量と品質が確保されるものと私は念じておるところでございます。

先般行われました村民体育大会、第63回目を数えました。9月4日に開催されたわけであります。多くの住民の皆さんのご参加のもと、そして新しくことしから、ときわ台地区を加えて14地区対抗の本当に真剣勝負の中にも和気あいあいとした雰囲気の中で、ことは蕨崎地区の優勝で無事大会を終了することができております。蕨崎地区は大衡村で一番人口の少ない地区でありますが、今回で4回目の優勝ということを伺っておるところであります。小さくともきらっと光る大衡村のまさにそういったものに通じてくるのではないかなど、こんなふうにも思っているところであります。

さて、行われます敬老会についてであります、ことし75歳以上の敬老を迎える方は863名でございます。本村発展の礎を築かれた先輩の皆様に敬意をあらわし、村民の皆様と一丸となってお祝い申し上げる敬老会は来る17日土曜日に開催いたしますので、議員各位の皆様のご出席についてもよろしくお願ひを申し上げるところでございます。

9月21日から30日の間、10日間であります、毎年恒例となっているとは言いますが、本当に毎年心新たに、県下一致に秋の交通安全県民総ぐるみ運動が展開されます。運動期間中は主要交差点での街頭指導や、中学校講堂を会場に黒川交通安全宣言大会を開催する予定になっております。本年度の当番といいますか、これは輪番でやるわけでありますが、ことしは当番が大衡村ということで、大衡中学校の講堂を会場に黒川郡交通安全宣言大会を開催して交通安全啓発運動を推進してまいりますので、議員各位におかれましても各種行事へご協力賜りますようにお願いを申し上げさせていただきます。

また、大衡村から一件でも交通事故を減らすことができるよう、運動期間中のみならず年間を通し、関係機関のご協力を得ながら交通安全活動を積極的に推進するものであります。

以上で先定例会後からこれまでの、今後の、そういったご報告を申し上げさせていただきました。

そういったわけでありますが、本定例会に提案いたしました案件は29件であります。

同意第5号は本村副村長の選任について、同意第6号は本村教育委員会教育委員の任命について、それぞれ同意をお願いするものでございます。よろしくお願ひを申し上げる次第であります。

議案第44号は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、非常勤特別職として、鳥獣被害対策実施隊の項目を加えるものでございます。

議案第45号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正で、別表の改正を行うものであります。

議案第46号から53号までは、富谷町の市制施行、10月10日に市制施行であります、それに伴う各種規約等々の条文の変更、町から市ということの変更を行うものでございます。

議案第54号は村道路線の変更で、新堀薬師堂線、大森南幕の沢線の2路線について、終点地番の変更を行うものでございます。

議案第55号は、平成28年度一般会計予算に1億9,978万5,000円を追加するもので、歳入

の主なものは、国庫補助金、繰入金、繰越金及び村債の増額など。歳出は、9条交付金基金積み立て、用排水路整備設計委託料、松くい虫被害木の伐倒駆除、企業立地奨励金、公園整備に係る工事請負費などを計上するものでございます。

議案第56号は、国民健康保険勘定特別会計予算に599万2,000円を追加するもので、歳入は繰越金の増額、歳出は償還金及び予備費の増額でございます。

議案第57号は、下水道事業特別会計の補正で、歳入予算の組み替えを行うものであります。

議案第58号は、介護保険事業勘定特別会計予算に2,902万8,000円を追加するもので、歳入は支払基金交付金及び繰越金の増額、歳出は保険給付費、地域支援事業費、基金積立金及び諸支出金の増額であります。

議案第59号は、戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正で、歳入予算の組み替えを行うものであります。

議案第60号は、後期高齢者医療特別会計予算に74万6,000円を追加するもので、歳入は繰越金の増額、歳出は広域連合納付金及び諸支出金の増額であります。

議案第61号は、宅地造成事業特別会計予算に142万1,000円を追加するものであります、歳入は村債及び繰越金の増額、歳出は事業管理費及び予備費の増額であります。

報告第3号は、財政健全化法に基づき健全化判断比率並びに資金不足比率を公表するものであります。

議案第62号から議案第69号までは、平成27年度各種会計決算の認定8件でございます。

以上、同意2件、議案26件、報告1件、合わせて29件をご提案させていただきますので、原案どおりご可決を賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

日程第3 一般質問

議長（細川運一君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制として実施してまいります。

通告順に発言を許します。

通告順1番、小川宗寿君、登壇願います。

〔7番 小川宗寿君 登壇〕

7番（小川宗寿君） 今回の一般質問は一問一答方式で、通告に従いまして質問をしたいと思います。

ことしは猛暑という長期予報がありましたが、先日、連続発生した台風、1950年来の観測史上まれに見る大型台風がここ宮城でも広域的に交通網、教育機関に影響を及ぼし、物流機関にも懸念することから、大型工場の生産ラインなどが休業するなどの対策をとって講じていた事業所もあるようありました。

県内はもちろん甚大なる被害が予測されたため、大衡村でも衡下地区での避難所開設など、昨年の被害を教訓に、対策準備は役場職員の方々は昼夜を通して万全に期しておりましたことに改めて感謝を申し上げたいと思います。

また、岩手・青森・北海道太平洋沿岸部において想像以上の被害が発生したため、中でも、先ほど村長も申しておりましたが、新聞等でも連日被害報告がされていながら、我々がその被災地に何の手を、ボランティア的なものも出られない、あるいは当地、岩手のほうではボランティアの受け入れを今まだ制限中であるというような状況でもある中、いたたまれない状況をマスコミあるいは新聞等で見ている中、特に岩手・岩泉の福祉施設の大規模な被害、人命にかかわる被害に遭われた方々には衷心よりお見舞いを申し上げるとともに、お悔やみを申し上げたいと思います。

さて、今回開会されました平成28年度第3回大衡村議会定例会一般質問では7名の質問通告がされておりますが、全ての通告は、これからの大衡村へ政策提案、住民サービスへの事業充実の見直しを図るべきではないかというようなもろもろを含めながら問うものでありますし、萩原村長が常に口にされる農工並進、あるいは活力ある大衡村村政運営に沿って通告をいたします。

昨今の萩原村政は、待機児童対策を初めとする障害者活動施設のプレゼンレス——プレゼンレスというのはプレゼンテーションをしない、このような取り組みなどを議会へ説明し、そして県への事業採択プロジェクト提案など、スピード採択にはすばらしいものがあります。時には議会への説明、提案での議会の意見を尊重され、新年度へ向けた事業を再検討されるなど、議会と執行部の協議されることを常に透明化されることに努力されながらも、何事にも速さを優先されてるように見えるのは私だけでしょうか。

この定例会での質問をいち早く検討されることを期待しながら質問いたします。

働く現役世代が、運動不足や不規則な食生活がもたらすメタボ対策にもつながるべき日々の運動、日ごろの習慣病への対策を推進すべき体づくりをする上でも、体育施設の利

用として体力増進には欠かせません。機能訓練あるいは水泳施設など専門器具を仕事帰りの時間に利用することで運動不足解消など、健康な体づくりを推進することで疾病予防対策をすることなど、通院などを抑制することなど、健康な体をつくることで村の歳出である医療費の支出軽減につながる効果も期待されると考えられます。

村内はもちろん、村外の隣接地で体育運営施設を広く多く住民の方が利用する際、発生する利用料金、これは参考までであります、平均、施設によりますが、調査によりますと100円から650円程度の料金がかかりますが、これらの利用料金を支援または免除することができるか。前段で述べたように、これらのような支援があればこそ歳出抑制効果を前提に伺うものでありますので、前向きな答弁をいただきたいと思います。

このように仕事帰り、あるいは休日に家族で施設利用で体力づくりをすることで健康への取り組みイコール医療費の支出抑制効果、住民の方々には公平で、そしてまた平等に、年齢も年少者から高齢者の方まで行き渡るサービスの一環として住民に喜ばれる住民サービスを検討することが必要不可欠と私は考えます。

また、体育施設の利用料金や利用時間の変更希望が2年前あたりから担当部局へ要請されていたと、今回の通告に伴い調査、聞き取りをしたことで明らかになりましたが、なぜこれまでこのような利用状況の改善、そういったものに沿う協議がされてこなかったのか。施設の利用者の方々は不満と希望を抱いているのが現況であります。

一例を挙げますと、スポーツ少年団登録団体お世話役人には、もちろん子育ての父兄の方々もおりまますし、現在、体育館の利用時間、これは小学校を例えて申し上げますが、夕方6時から9時まで、利用制限されている時間がある中、開館時間を繰り上げることで早目の準備、早目の練習開始、そして早目の練習切り上げをすることによって時間を早目に閉館し、それから帰宅、宿題、食事、就寝、準備時間帯に効率的なものが想像されます。これらの背景を見て、利用団体と精査しながら事故のない安全で利用しやすい時間帯を検討すべきと私は考えます。これまでの施設利用実績や改善すべき課題もあったことから、早急に改善すべき事項へ取り組む考えがないのかお尋ねをいたします。

2問目でありますが、中小企業振興資金融資要綱についてであります。

昭和44年5月20日公布・施行され、以降、平成9年、14年、15年、19年、21年と、規定などの一部改正等々はありました、これらの改正規定が融資対象法人、融資を受ける法人であります、村内に本店または支店を登録しているものと条項が定められているのであります。

担当部局に確認をしたところ、ここ3年間の融資補填、一部金利補填であります、25年で4件、26年で7件、27年で何と14件と申込件数から見ても、会社法人でなく個人事業者にも大きく期待されるのは否めません。

今回の定めの条項の一部改正、提案は実現することで現況を鑑み、事業者へ支援強化する意味でも見直しをぜひ推進すべきと考えます。法人営業所が公の機関へ届が認められ、事業を推進している法人にさえ公的な許可がされているのであれば、これまでの金利補填などの制限が許されるのであれば、さらに企業の立場とすればより利用しやすい、そして健全な企業運営に役立つものではないかと思いますので、これらをあわせてお尋ねをいたします。

議長（細川運一君） 一問一答方式での一般質問でございますので、要点を簡潔にお願い申し上げたいというふうに思います。

ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 小川宗寿議員の一般質問にお答えをいたしたいと思います。

冒頭で小川議員のほうから、今やっている施策についてスピード感を持ってやっておられるという一定の評価をいただいたことに、まずもって感謝を申し上げる次第であります。そういったことで、私も施策についてはスピード感を持って、そして透明感を持って遂行してまいりたいと、こんなふうに常々思っているところであります。

まず、ご質問の1件目の体力づくり支援策についてのご質問でございますが、その中の1点目の黒川郡内の他町と協定を結び、村民の皆さんのが村外の体育施設を利用した場合に利用料金の助成を受けられるようにはできないものかと、こういったご質問だというふうに理解するわけでありますが、本村では村民の皆さんの健康・体力の維持増進とスポーツの振興及び普及に資するために村民体育館、村民グラウンド、西部球場、多目的運動広場、ときわ台の多目的運動広場、そして屋内運動場、テニスコート、村民プールなどの各種体

育施設を設置しておりますが、さらには小学校の体育館、そして小中学校の校庭なども開放しておるところでございます。

それらの施設は、年間を通し円滑にそして余裕を持って利用されており、利用者が集中して不便を来しているようなことはほとんど発生していない状況にありますので、村民の皆さんにはできるだけ本村の体育施設をご利用いただければというふうに思っているところであります。

したがいまして、村民の皆さんが村外の体育施設を利用した際の料金の助成につきましては、その必然性からも鑑みて大変難しいのかなと、こんなふうに思うところでございます。また、村に対して助成の要望等々は全くない状況にありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

その2点目、体育施設の夜間使用の開始時間を引き下げられないかとのご質問であります。村民体育施設の設置及び管理に関する条例に基づき夜間開放している施設は、村民体育館、多目的運動広場、室内運動場、そして小学校体育館であります。使用時間は午後6時から午後9時までと定めております。

現状において、夜間に使用されている施設は村民体育館と小学校の体育館であります。特に村民体育館につきましては、中学校の部活動で毎日午後6時ごろまで使用しております、部活動で使わない日を除いては開始時間の引き下げは困難ではないかなというふうに認識しているところでございます。

また、小学校体育館の夜間は、スポーツ少年団の使用がほとんどでございます。スポーツ少年団使用の場合は保護者が管理監督者として立ち会うようにしております。保護者は仕事の後に立ち会うことになるケースが多く、午後6時以前に立ち会うのはなかなか困難であると聞き及んでおります。したがいまして、村の基準により使用していただいている現状でございます。

なお、夜間の利用者から村に対して、利用開始時間を繰り下げてほしいとの要望は今現在ない状況でありますので、あわせてご理解をお願いしたいというふうに思っているところであります。

次に、2件目の中小企業への資金融資の規制緩和をしてはというご質問でございますが、お答えを申し上げさせていただきます。

大衡村のバランスのよい発展のためには、大企業の進出だけでなく中小企業の発展がもちろん欠かせないところでございます。支援対象を拡大し活性化を図れないかとのご質問

であります。私も小川議員と同様に、中小企業の発展は村づくりのためには必要不可欠であると考えておるところでございます。

また、中小企業支援策として創設した大衡村中小企業振興資金については、運転資金及び設備資金として、これまで多くの中小企業の皆様にご活用をいただいているところでございます。現在の大衡村中小企業振興資金融資要綱は、融資対象として、法人にあっては村内に本店または支店の登記をしているものとなっております。例えば村内に事業所や営業所を設置している企業であっても会社法上の登記要件には当たらないため、質問のとおり、現在、村の中小企業振興資金融資の対象とはなっておりません。

中小企業振興資金の使途につきましては、先ほど申し上げたように運転資金及び設備資金となっておりますので、一義的には本店における経営計画に基づき調達すべきものであります。本店所在地において村と同様の中小企業振興資金がある場合は、当該本店の所在市町村において申請すべきものと考えております。また、中小企業振興資金を本店、支店及び登記のない営業所等を対象とした場合に、それぞれの所在市町村の制度融資を受けることが可能となります。結果として融資額が多くなります。また、信用保証料及び利子補給についてもそれぞれの市町村から受けることとなります。

なお、融資対象のもう一つの要件として、前年度までの村税を完納し、かつ債務の全部を弁済できると認められるものという要件もありますので、本村に税法上の法人設立設置の届け出を行っている企業が対象となるものでございます。

以上のことから、中小企業の健全な発展を望むものではもちろんありますが、中小企業振興資金の対象者の拡大につきましては、慎重なる検討が必要と考えております。

以上申し上げましたが、2問目からまたお答えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 今回、体力づくりの支援策という1問と、2問目に中小企業等の資金融資の規制緩和という2点からお尋ねしているわけでありますので、先に体力づくりの支援策という観点から一問一答でお尋ねをしたいと思います。

また、今、村長から答弁いただいた内容について、先に、私の考えていた伺う事項に沿う前に、答弁書に沿った部分を1点ずつお尋ねしたいと思いますので、スピーディーにお答えをいただきたいと思います。

まず、施設などは、申し込みのルールによって組織代表の方々が公民館などで管理する

側のほうに申し込みをしているんですが、ほとんど不便を感じたり、円滑に進んでいると、特に問題はないんだというようなご答弁ですけれども、その事実性は間違いありませんか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　おおむね間違いはないというふうに認識しておるところであります。

議長（細川運一君）　　小川宗寿君。

7番（小川宗寿君）　　質問でもお尋ねしました、あるいは質問していましたが、スポーツ少年団、これは団体名を匿名というか出さない形でご理解をいただきたいんです。ということは、団体を率いる指導者、あと管理的な一緒に引率する父兄があつたり、あと年度で役員の方々もかわりますので、これは球技にしかり、あるいは武道にしかり、団体のお世話人がかわるというような事情、また指導者もかわるものですから、これはここ最近はないんだというような答えの前に、私が質問したのは、2年ほど前から時間の繰り上げ、要は6時の開館時間を30分か繰り上げをしていただけませんかというような部分は、公民館のほうに願いを出していましたという今回の調査があるわけですけれども、その辺について見解をお答えください。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　2年前からそういうものを出しておられたというお話であります、まづもって村民、スポーツ少年団、そういう方々の使用する時間が6時からということであります、5時半ごろからあけておけないものかと、多分こういったご質問の要旨なのかなというふうに思いますので、そういうことでお答えさせていただきますが、小学校の部活について、小学校で日中使っている部分とスポ少で使う部分、例えば5時半なら5時半にスポ少で使いますよと、5時半までは小学校管理ですよといった場合に、そこに一定の緩衝時間がなければ責任の所在が明確にならないということあります。例えば5時半まで、5時か5時半でもどっちでもいいんですけども、小学校の責任でもってあけておるわけです。そして先生方が帰るときに、小学校で使わないといったときに小学校の係の先生が鍵をかけるんですよね。そして一線を画すんです。それから今度は部活で使う皆さんのために鍵の当番をされている、住民に委託していますから、その方があけるんです。責任の所在を明確にするためにそういうふうにやっておるわけですから、小学校でどうせ5時まで使っているんだから、だとすればそのままあけていて、早くスポ少にもそのまま継続的に貸したほうがいいんでないかというようなお話は、これは特に近ごろセキュリティーの関係で非常に難しい時代を迎えてるということで、規定どおりの時間を保ってい

ただくようになっているわけでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 村長のお答えする部分は、一線を引く、要は切りかえの時間帯を、グレーゾーンというよりも明確に時間の区切りをつけることの答弁だと思うんですが、今の現状は確かにそうだと思います。ただ、少子化という中でスポーツ少年団を維持していくとなると、後継者であるべき年少学年、そういった子供たちに教える方々というのは一人二人では足りないと、父兄の協力も要ると。早い時間であれば協力はできる、あとは家のほうに戻って御飯の用意だったり家事の手伝いをしなければならないという父兄も中にはいるわけですよ。ならば、今村長がおっしゃっている部分の学校で閉める時間帯の線を引くのはもちろん当たり前だと思います。ただ、それが日常茶飯事ではなく、常時の時間帯は、学校の授業時間の流れからいければ5時間、あるいは6時間の時間帯では屋体の正常管理は進められていっているのではないかと思うんですけれども、ただ、それをあけっ放しにして、無作為にただ行きたいときに勝手に行って、練習が始まった、練習の用意をしているというようなときのアクシデントとか事故は、学校側に責任も負うからというような部分で線を引けというようなことに理解はするんですけども、どうでしょうね、今まで、答弁書から言ってもですけれども、ほとんど発生していないというような、ほとんどというのはゼロではないわけですね。いろいろな要望事項なり、この2年間ぐらいはそのような要求なども公民館のほうにしたんだよという父兄の方々の要望もあるわけですから、こういったものを鑑みて、これから体育館の使い勝手の部分を、申込団体である責任者なり父兄とある程度情報を精査しながら、時間帯の柔軟性を持たせてもらうことは可能ではないかと思うんですが、その辺、村長の判断もあると思いますし、公民館サイドのこれまでの管理体制にもはっきり言って問題はないわけではありません。ありました。こういったものを改善・改正をされてこなかった、これは村の責任はやはり否めないはずなんです。父兄からの、大きな大会に出たかったはずなのに手続上出られなかつたとか、そういうようなハプニングもあるわけですから、そういう現状を少し見ていただいて、今後その辺、検討していただくという回答がいただければ私も質問している趣旨が伝わったのかと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 過去にそういった要望等々があったかどうかということですが、小

川議員がおっしゃるような村の教育行政を揺るがす、そういった大上段に構えるような事例はなかったんではないのかなと私は思っておりますので、担当の公民館、教育委員会等々にも答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長に答弁を求めるんですか、村長。

村長（萩原達雄君） 教育委員会。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（文屋 寛君） 村民体育館、それから小学校の体育館ですね、先ほど使用につきましては村長が答弁されたとおりでございます。村に対するそういった開始時間の繰り下げというんですか、時間を少し早めてほしいというふうなご要望についてはほとんどないというふうな表現もされましたけれども、事務当局のほうでは、そういった要望は村のほうに一切来ておらないという状況でございます。そのように把握しております。

あと、時間の運用につきましては、先ほど村長が答弁申しましたように、規定上は6時から9時までというふうな使用時間の定めになってございますが、6時からということで、6時きっかりに鍵をあけるわけではございませんので、多少10分、20分、場合によっては30分ぐらい早めるときもありますので、そういった中でのある程度の微調整といいますか、6時だけれども、例えば10分ぐらい早目に使いたいというのは、それはそういった中でできるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 規定そして規則そしてルール、そういったものはもちろんあってしかるべきでありますし、行政が管理する公共的な施設でもありますから、有事の際、責任追及というものは村長に責任が行く場合がありますし、管理監督の部分にも教育学習課としても教育長部局のほうにもいろいろ問い合わせ等、クレームなどが行くかもわかりませんけれども、これまでのスポーツ少年団の特に小学生等々においては、遠征試合だったり迎え入れる大会もあるわけですよね。そういった場合の準備もあるわけです。

今、課長の答弁に、すごく前向きに検討していただけるのかなと思ったんですが、微調整をしていただくというような部分が本当に正式に村長のほうも同じ考えでいていただけんであれば、ある意味、規定をここで変えるもなく、有事の際、何かの微調整を拡大的に見てもいいんだという理解をしていいんであれば、このままの規定でいくんですけれども、大会が近くなつたときはなおのことなんですけれども、父兄の方々も時間をやりくり

して子供たちのために時間を費やしているわけですから、微調整という言葉が規定に載っていないけれども、開館時間なり閉館時間の調整が可能かというような部分を再度改めてお尋ねします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　今現在、小学校の体育館につきましては、先ほども申し上げましたとおり、小学校でもって一旦閉める。閉めてから再度スポ少で使う場合は、委託している村民の方が来てあけるという制度になっています。なので、小学校で使ったそのままの開放した状況の中でスポ少が次に使うということはございませんので、その辺が一つのキーワードになってくるのかなと、こんなふうに思います。

今は5時半にあけてもらっております。先ほど規則では6時から使用ですとは言いましたけれども、実際今、運用しているのは5時半から開放していただいておるところであります。ただ、それ以上もっと早くと言われますと、いろいろな方面と協議をしなければならないんだろうなと、こんなふうに思っておりますので、どうかご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君）　　小川宗寿君。

7番（小川宗寿君）　　質問にもしておりますが、いろいろな現況とこれまでの事案、そういうものを鑑みて、改善するべきものは改善していただく、あるいは今お話ししたように、村長もその辺の把握をされていたというのは私も認識が足りなかつたんですが、5時半に開館していると。時、場合によっては学校のほうで開錠したままで、そのまま管理人が来ていながらも練習が始まるというような場合もあったように聞いておりますし、その辺が必ず鍵をかけたのか、かけないのかというような話の部分に余り固執してしまうと、せっかくよかれと思って開放していたのが逆に、じゃあなた方がそういうことまで言うんだつたら5時半まであけないぞという話になるかもわからんので、その辺はいろいろな状況を鑑みて善処しながら、検討の余地を含んでもらいながら随時年間計画と、あと月間的にいろいろな大会が近くなつた場合、連続して使いたいという場合もあるようありますので、そういう部分に柔軟に対応していただくという旨のほうに理解してよろしいでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　はい、そうですね。私も硬直している人間ではございませんので、常に物事をフレキシブルに考える人間であります。そういったことが可能かどうかも含めまして、

各方面と協議してまいりたいというふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 各方面と検討し、そしてまたあと、子供たちのことですので、アクシデントがないわけではありません。必ず父兄が立ち会いのもので開館というか、体育館の利用が大前提だと思いますので、周知する意味でも、私たちも今回質問に当たって情報をお尋ねしたご父兄の方々にはそのような返事なり連絡をしようかと思いますので、その後の対応については、公民館管轄のほうでもぜひ前向きに対応していただきたいと思います。

時間があと26分しかありませんので、次、資金融資等々についてお尋ねいたします。

資金融資の制度は、中小企業等あるいは新しく起業しようという若い方々だったり、独立を願っている方々にとっては願ったりかなったりの政策でもあります。私も一度お世話をしました。1%の金利補填でありますけれども、やはり高額になると、その1%の金額の補助は運営上に大きな効果が出ます。

ただ、答弁書にあったのを見て聞いていると、本社決裁のほうで全ての事業計画、運営計画に基づいて融資を受けるべきだと、金利補填は今の契約条件を変えてまで要件は改正しないというように理解したんですけども、私が願いたいのは、本社が仙台にありましたと。営業所として登記簿謄本には載ってはいませんけれども、事業所として、例えますと運送業なんかはそうなんですが、大衡に車庫があるよということで、陸運局から正式に認められているんですよ、公的に。それでも営業所管轄として役場というか行政的には見ていただけないんですかという質問はしたことあるんですけども、その辺を含んで今回一般質問になったんですけども、営業諸員が公的な機関に届を出してやっているにもかかわらず、支店扱いという部類には認識していただけないんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げました。多分無理だと思います。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 一義的には本店における経営計画に基づき調達すべきだということで、本社があるところで調達してこいというような部分でしようけれども、今の会社というのは、フランチャイズあるいは本社が県外にあってもそれぞれの事業所で採算を上げるようにというように計画を立てている法人も少なくありません。そういう上で健全な安定的な経営ができればこそ、大衡に事業所展開をしている方々が1%という金利補填をやっぱり願うものも一つであります。あるいは銀行に行って融資を申請しても、大衡村がそのような規

定なので対象外ですというのが基本であります。村の規定が対象の中におさめていただけるのであれば、銀行のほうは保証協会と連動して1%の金利補填は可能だという見解もあるんですけれども、どうしてもその辺の規定の改正は無理でしょうか。再度お尋ねします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　先ほども多分無理だと思いますと申し上げました。これはまさしく結論であります。

じゃその経緯はどうなのかというと、やはり大衡村で利子を補填するわけであります。大衡村にただ車庫をつくった、あるいは事務所をつくったといつても、大衡村に法人村民税、それから固定資産税等々の納税がなされていない、そういういた企業に大衡村の税でもって充てる利子補填をすることにどのような整合性があるのかといった場合に、何もないのではないのかなと。したがいまして、そういういた観点から先ほどは無理ですと言いましたけれども、これは難しいのではないかなと、こういうふうに思っているところであります。

議長（細川運一君）　　小川宗寿君。

7番（小川宗寿君）　　私の知る法人、自分のことなんですけれども、他法人の実例を挙げてもしようがありませんので、自分たちの実績から言います。

年間1億以上の売り上げがあると、村のほうにも必然と納めるべき事業所展開をしていた時代もあります。ということは、ここでそういう事業を営む、これは私以外の部分の会社関係の方もそうなんですが、大衡村の住民の方が雇用されている会社法人も十分あるわけであります。その方が働く会社で金利補填をしてくださいよというお願いをしていたら、村長、どのようにお答えしますか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　そういう会社は多分いっぱいあるんじゃないでしょうか。大衡村の住民がお勤めになっておられる会社というものはいっぱいあると思います。その法人にどうのこうのということはちょっと考えもつきませんね、私の頭では。なので、どうか、何か方法があるんだったら、小川議員のほうから、こういうことがあるんだから、こうしてはどうかといったようなご提案でもされていただけんんであればですが、今の制度の中ではそれは難しいのではないかと私は思っています。

議長（細川運一君）　　小川宗寿君。

7番（小川宗寿君）　　すぐできる内容ではありません。ただ、検討課題として、情報として検討

していただきたいんですが、今の商工会は黒川一本化ということで大衡事業所扱いになんてあります。先ほど質問にも農工並進という部分だったり、もちろん村長も農家経験、今でもやっていらっしゃいますけれども、やはり商いをやっている、商業をやっていらっしゃる方からすると、大衡事業所に属する工場等連絡協議会、会社関係、企業の方があります。そういう方々とも連携を強化していただいて、大衡と商工会をうまく組み込んで、大衡村との連携をもっと前向きに出していくといつたらいいんじゃないですかね。企業誘致のほうには一生懸命やっているというような部分は、これまでいろいろな意味で企業の誘致活動が進められていますし、今もかつ進められているものと思います。

その中で、企業の立地推進の奨励金ということで、いっときの話題でしたが、お隣大和で2億なら大衡は3億にしようと。まさか3億にしても企業は進出してこないだろうと言っている矢先に実のところ大手企業が次から次と入ってきたと、こういう立地奨励金にもやはり企業が目を向けてくれたという時代もあったわけじゃないですか。そういう意味で、注意事項として答弁で答えていただいていましたが、税の滞納がなかつたり、あるいは審査基準の中に地域貢献している法人だったりという基準を設けて、企業と大衡村が、健全に安全な運営がされているものを判断の基準を、商工会の情報などをとりながらそういうことをやって、村長がかねがね言っている、入ってくるお金がなければ金利補填してもしようがないだろうと言われてもしようがありませんけれども、企業を育てたり迎え入れする意味でも、金利補填の事業は大きく目が向いてきていただけるのではないか、改めてお尋ねします。

議長（細川運一君） 改めてのご質問だそうです。村長。

村長（萩原達雄君） 小川議員のおっしゃりたいことは私も重々感ずるところもございますが、しかし、やはり今、中小企業の融資制度であります、中小企業と申しましても規模的には零細は融資できないというふうに聞いております。零細企業あるいは個人の零細商店とか、零細と言っては失礼かもしれませんけれども、ある程度の規模の方々の融資制度だというふうに捉えております。

この融資制度にかかわる利子補給によって村が利子補給しているわけですが、仮にその企業が倒産といいますか、最悪の場合ですね、そういう場合、村にも当然リスクがあります。村でも保証しなければならないですね。なので、いろいろ言われておりますが、村に全然納税されていない企業の例えれば営業所があるからどうのこうのとか、そういったことは考えられないのではないかと思いますし、さらには、今年度から商工会のマル

経融資制度、これを村としても取り入れさせていただきました。これは個人商店等々も対象になる融資制度でありまして、それも保証人も何も要らないというものでございます。そしてさらには、仮に破綻した場合でも村としては一切の負担はありません。ただ、利子補給はこれまでしてまいりますけれども、破綻しても村には一切リスクがないという新しい制度で、今、取り入れてやっていますので、そういった資金もぜひご利用になっていただければなど。そうすればもっともっと借りやすいわけでありますから、一人でやっている事業者も借りられるということですから、どうかその辺も認知されていただきまして、事業資金等々にも活用していただければなど、こういうふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 改めてお尋ねしたので改めて質問するあれはあらせんけれども、やはり融資の対象、第2条の要綱も今後のいろいろなくくり、本社なり営業所なり、そういった部分についてはもう少し改めていく機会があれば検討していただければなというふうに考えている一人でもあります。

時間を気にしていきなり融資のほうに行って、1点取りこぼしておきました。施設の利用の第2弾であります。

大衡以外の体育施設、プール、あるいは競輪というか、大和町の総合体育館だと自転車コースも最近人気だそうです。どうしても子供さんなり高齢者の方には手厚いいろいろな支援策がなぜか選挙前後になるといろいろな話題が出てくるんですけども、これは国政ですよ、村政は別ですけれども、国政は子供なり高齢者なり1万円だ、3万円だというお金を「ただし」みたいな注意書きが入っているんですね。大衡村も、我々もその世代でありますけれども、働く世代の公平で公正に納税をしている者からしたら、何かやはり恩恵があってもいいのかなというふうに思う一人でもありますけれども、その一つとして、近隣の公設のプールあるいは専門機能を持ったアスレチック、スポーツジム、そういったものに通う場合の利用料金の減免措置、あるいは費用を全面負担、こういったものを検討することはいかがなものかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 各アスレチックとか体力増進のための施設の利用ということでありますから、多分体育館とか運動場とかそういったことじゃなくて、施設の中の器具を使ったもののことだなというふうに思ったわけでありますが、まさに議員おっしゃるとおりであります

す。実は企業、トヨタ東日本やらあるいはラピスセミコンダクタにお邪魔した際に社長なり総務取締役なりにお伺いした折には、ぜひ大衡村にもそういった施設をつくっていただけないでしょうかというお話は受けております。大衡でつくるんじゃなくて、大衡のどこかにそういった施設があると我々も社員の福利厚生に本当に役立ちますので何かないでしょうかねと、こういうふうに言われております。ラピスだのトヨタ東日本なんて固有名詞を出してしまいましたけれども、社員の皆さんには大崎市なりあるいは議員おっしゃったとおり大和のスポーツセンターに行って、高いか安いか知りませんけれども、お金を払ってやっているんですというお話でした。なので、ぜひ大衡にあれば企業の皆さんのが会社から帰る途中にそういったこともできていいんですけれどもねという話は受けております。

ただ、それを利用する村民が今現在何人いるかわかりませんけれども、減免するような、あるいは減免してほしいという問い合わせもまだない状況の中ありますから、今後そういったことが話題になって要望が多々出てきた折には、そういったことも当然視野に入れながら検討していくかなければならないだろうし、さらには大衡にも民設のそういった施設が誕生すれば、これはますますいいなというふうには思っているところであります。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 時間もありません。けさも朝早くからオリンピックの話題で、プールをつくるだの、今の状態のプールがいいだの悪いだの、予算がどうのこうのと、あんな話題はどうでもいいんです、私たちから聞いていると。要は負の財産をつくってくれと私は言っているんじゃないんです。やはり近隣に働きに来ている方、我々もここから古川だったり仙台商圈のほうに仕事に行っているわけです。その帰り足にでもいいから、働く世代の我々が利用しやすい施設のシェアをしていこうということを言いたいのである。きのうも私は大崎の市民プールを使ってきました。ということは、行かなければわからない現場のニーズがあるんですね。大崎市民の場合はバスまで使って送迎で住民の方を乗せてプールに来ると。もちろん膝が痛い人、腰が痛い人、いろいろな痛みの部分に関しては専門的な方々がついて教えているブースもあったり、我々今、大衡に温水プールをつくってくれとか、今、村長が民設がと言いますけれども、採算のとれないところに建物は建てません、考えとしては。だったら私たちはある施設、大和町の総合体育館であればスポーツジムもありますし、たった100円だと言いますけれども、仕事帰りに寄れるという利便性、そして自分たちのバスカードを持って、これが大事なんです、バスカードですよ。利用券だ何だという券の発行は私は考えていません。悪用されます。転売とか転用されますので、自

分の顔写真の入った小川宗寿というパスカードを持って大和町の総合体育館の入り口で顔パスで入れるという、確実にセキュリティーのしっかりしたもので仕事帰りに体づくりができる。あるいは吉岡のまちにあるように、女性専用の何とかという体力づくりのブースもすごい人気であります。こぞって年配の方々は、膝がよくなつたとか、ああしたこうしたというような体づくりにやはり皆さん興味を持つ今時期だと思うんですね。ぜひそういう観点から、負の財産をつくるより利用的な効果、費用対効果を考えればつくるよりシェアさせてもらって、私たちの活動範囲も広くする、そういうしたものにも提案していこうと私は考えているんですね。だから数が多いから、少ないからじゃなく、村としては皆さんの体力づくりを応援していますというような部分にぜひシグナルを送つてほしいと思うんですが、最後にお尋ねいたします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　まさしく聞けば聞くほど、なるほどなと私も思いましたので、小川議員の今のご発言をさらに精査しながら、研究しながら、そういうことができるかできないかも精査しながら、あるいは大衡村にもそういう施設ができるかも含めて検討してまいりたいと、こんなふうに思っているところであります。

以上であります。

議長（細川運一君）　　小川宗寿君。

7番（小川宗寿君）　　ぜひ村長、医療費、高額医療等々の歳出もかなり特殊な疾病で支出されるようにも聞いていますし、資料にも反映している部分があります。本当に今、働く世代だったり、現役世代を退いた方々の体力を維持するという意味でこのような施設利用を、過分な歳出を抑制する意味でも、ぜひこれは二重にも三重にも検討をお願いして質問を終ります。

議長（細川運一君）　　答弁はよろしいですか。

7番（小川宗寿君）　　お願いします。

議長（細川運一君）　　村長、最後お願いします。

村長（萩原達雄君）　　先ほども申し上げたとおりであります。精査してまいりたいというふうに思っています。

議長（細川運一君）　　ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午前1時58分　休憩

午後 1時00分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順2番、石川 敏君、登壇願います。

〔1番 石川 敏君 登壇〕

1番（石川 敏君） 私は本定例会の一般質問といたしまして、現在、村で取り組んでおりますさまざまな施策の中でも重要な施策の一つと思われます子育て支援策について質問をいたします。

近年の急速な少子化あるいは高齢化の進行によりまして、子供や子育てを取り巻く社会環境に対応し、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、そして育成される環境を整えることが求められております。国におきましてもそのようなさまざまな対応策、最近には出ておりまして、推進に取り組んでいるところでございます。

大衡村におきましても子育て日本一の村ということを目指しまして、いろいろな子育て支援策を宮城県内でもほかの市町に先駆けて取り組んでまいりました。

その中で施策の内容、いろいろございますけれども、具体的に主な点だけ触れてみたいと思います。年齢の小さい子供さんからいろいろな事業に取り組んでおるわけでありますけれども、順番にお話をしてみたいと思うんですけれども、まず誕生して間もなく赤ちゃん誕生サポート事業、これは従来は妊婦さんの健診時のタクシー助成ということでスタートしておるわけですけれども、この制度につきましてはことしの1月から対象のサービスが拡大されておりまして、タクシー券に加えまして紙おむつ、さらにはミルクの支援券というところまで拡大してやっておるわけであります。

それから、次に医療費の関係、子ども医療費の助成ということで、名称がのびのび子育て支援事業、失礼しました。これは支援券のほうですね。医療費はすぐすぐ子育てサポート医療費の助成事業、これも平成16年4月から開始してございます。対象となる子供の年齢も従来より引き上げられておりまして、平成16年から18歳までを対象、さらには23年4月からになりますか、自己負担なしの全額助成ということにしております。

このような対応も宮城県内市町村では一番早い取り組みということで、今まで至っております。

それから、学校関係で申しますと、学校給食費を減免してございます。これにつきまし

ても平成19年から実施をしております。各家庭の子供の人数に応じた割合で、第1子の子供から第4子以降まで、それぞれ減免の割合は違いますけれども、小中学校全ての児童生徒が給食費の減免を受けております。

それから保育園と幼稚園、これにつきましても認定こども園が開設されておりますが、それに伴いまして、まず保育料、それから給食費に係る部分、さらには入園費用、あと通園用バスに係る経費、こういった保護者の負担に係る部分も軽減するため、村独自のいろいろな助成制度を設けております。

さらに、教育部門で申し上げますと奨学資金制度がございます。これも村独自の無利子の奨学資金の貸与制度でございます。これも幅広い意味では子供支援策、子育て支援策の一環であろうというふうに解釈します。奨学資金につきましては、これは大分歴史も古いです。昭和45年にこの資金の貸与基金がつくられておりまして、もう既に四十数年経過しております。これまでに多くの高校生、大学生の皆さんが奨学資金の貸与を受けております。

このほかにも子育て支援に係る制度・政策、いろいろあると思います。どれも今お話ししましたように、当初は県内各市町村、あるいは全国的にもほかに余り類のない先駆けた制度でスタートしてございます。しかしながら、近年は県内ほかの市町も同様の取り組みをもう既にやっているところが大分出てきております。例えば子供のにつきましては、現在、県内35市町村あるわけですけれども、18歳までの助成対象にしているところは12市町村にふえております。そういうことで、医療費関係も現在ではほかの市町も同様にこういう制度に取り組んでおりまして、大衡村だけが特別な助成制度ではないというような状況になってございます。

さらには、国におきましては子ども・子育て関連3法、これが平成24年に成立いたしまして、昨年4月から施行されております。この法律のもとに新しい子ども・子育て支援制度がスタートしております、より一層きめ細かな支援の政策が求められておるところであります。

村では昨年、平成27年3月に大衡村子ども・子育て支援事業計画、そういうものを策定しております。そして住民ニーズへのさらなる推進を目指しておりますが、今話しましたように、村が現在取り組んでいろいろな子育て支援策、既に実施した当初から10年、あるいはそれ以上の年数が経過している事業も数多くございます。国の制度改正、それから1億総活躍社会の取り組み、そういうことの社会情勢の動きなどによりまして、子ど

も・子育て支援策をめぐる情勢も大きく変化してきております。

村の各種子育て支援策、それぞれ単独で今まで対応してきているわけありますけれども、小さい誕生したときから保育園、幼稚園、小学校、中学校、さらには高校、大学まで、それぞれの各年代に応じた体系的な支援制度として見直し、検討すべき時期ではないのかなというふうに思います。

今の日本は人口が減少に向かっている社会であります。新たな特色のある子育て支援策を、これからの大衡村の定住人口の増加とさらなる転入者の増加につながる重要な施策として拡充し、展開すべきではないかというふうに考えます。これからの大衡村の子ども・子育て支援に係る各種の制度・政策に対して、村長はどのような考え方で臨んでいかれるものか伺うものであります。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　　石川　敏議員の子育て支援策についてのご質問にお答えいたします。

現在、村が実施している各種の子育て支援策について、新たな視点で年代に応じた体系的な支援制度として見直し、拡充を図るべきではないかとのご質問でございますが、国においては、次代の社会を担う子供一人一人の成長を社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進しております。

本村においても、安心して子供を産み育てられる環境づくりを目指し、さまざまな子育て支援策を実施しておるところでありますて、少子化や人口減少に歯どめをかけ、若い世代の定住促進等に少なからずともつながっているものと、こう認識をしておるところでございます。

これまでの各種支援策は、議員、先ほどの質問の中で仰せのとおりでございまして、医療費や保育料、給食費等の保護者への経済的支援として、それぞれの目的を持って実施をしてまいったところであります。

平成14年4月から実施の万葉すくすく子育て医療費サポート事業は、平成16年4月に対象者を18歳まで拡大いたしました。さらに、それまでは一部自己負担があつたんですが、平成23年4月から一部自己負担を撤廃して、入院費・通院費の全額を助成する制度に拡大をしておるところであります。

また、妊娠または出産された方々への負担軽減策として、平成20年4月から万葉赤ちゃん

ん誕生サポート事業を実施してまいりましたが、ことしの1月からは万葉のびのび子育て支援事業と名称も改称しまして、紙おむつあるいは粉ミルク等にも使用できるように対象に加えてございます。

そのほかにも、給食費を減免する万葉ぱくぱく子育て給食支援事業、これは19年からですが、や、こども園の保護者に対する保育料の軽減補助事業、あるいは経済的な理由によって就学困難な方に対する奨学資金の貸与など、これまで村独自の各種の制度を拡充しながら子育て支援を行ってきたところでございます。

現在実施している主な子育て支援事業等の状況を申し上げましたが、今後は大衡村地方創生総合戦略において、若い世代の妊娠・出産・子育てへの希望を実現するという基本目標を具現化されるためにも、これまでの方策を整理、精査するとともに、先般の議会全員協議会でもご説明申し上げました出産祝い金制度なども新しい視点で対象とする、そういう視点で総合的に検討する考えでございまして、そのために府内に子育て支援事業検討委員会なるものを立ち上げ、今後の子育て支援のさらなる充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

具体的な内容については現段階ではまだ公表できかねますが、先般、全員協議会でお話ししたことも含めて総合的に進めてまいられれば、もっともっと充実した子育て支援策が展開できるのかなと、こんなふうに思っているところでございますので、どうかご理解のほど、よろしくお願ひを申し上げたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） いろいろな対象事業、幅が結構広いものですから、一つ一つ詳しく中身に入っていくことは避けたいと思うんですけれども、まずもって概要だけ確認させていただきたいと思っています。

それぞれ事業ごとに27年の決算が出ているわけですけれども、村としてどの程度の負担額で事業を遂行されているものか。子育て支援券事業、それから医療費の助成事業関係、こども園に係る親の負担軽減、あるいは園の運営費の関係、また給食の減免に係る村負担分とか、村としてどの程度の予算で助成・支援策をやっているものか、その辺の金額がわかれればまずもってお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 予算というよりも、もっとわかりやすく27年の決算ベースで説明をさせていただきたいと思いますが、まずもって万葉すくすく子育てサポート事業ですが、

これは村単独事業でございまして、27年度の決算で2,840万ほど支出といいますか、充てているところでございます。

それから、万葉のびのび子育て支援事業、これは27年の決算であります、万葉赤ちゃんサポートの時点で123万、それからその後の3カ月で121万ということで、総額で、これはのびのびと赤ちゃんとダブっているというか途中で切りかわっていますから、合わせて約250万近くということあります。

それから、万葉ぱくぱく子育て給食支援につきましては720万弱ということあります。

それから、認定こども園保護者負担軽減補助金事業、これにつきましては県費も入っておりますが、まず保護者の負担軽減補助分につきましては1,640万弱、それから運営費補助につきましては540万ほどということになっております。

それから、保育環境改善事業の補助金として、園児のリース布団のクリーニング代を補助しております。これは36万弱の決算であります。

それから奨学資金貸与事業、これにつきましては貸与額ベースで372万円であります。貸与者は13名でありました。そのうち新規6名ということでございます。

それから私立幼稚園の就園奨励費補助事業、これは国庫補助であります、決算ベースで124万6,600円ということで、これはただいま27年度分の決算として申し上げましたので、ご理解いただきたいと思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 各事業の村としての決算額概要、答弁いただいたわけですけれども、中には全額村費のものもあるでしょうし、国費になるか県費になるか、その辺が入っている部分もあるのじゃないのかなと思うんですけれども、村費以外で県費なり国費なりがどの程度入っているものか。あと、今お話しになった金額を合計するとどのぐらいの金額になるでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ちょっと細かい話になってきますので、健康福祉課長に答弁させます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文弘君） まず、先ほど村長が申し上げました事業の中で、万葉すくすくから奨学資金の貸与までが単独事業で、教育委員会所管の私立幼稚園就園奨励費補助事業は国庫補助事業となっております。就園奨励補助事業につきましては、国が3分の1、村が3分の2となっておるようでございます。

それで、単独事業の村持ち出し分のトータル額は後でお答えしたいと思います。お待ちいただきたいと思います。

大変失礼しました。村単独分の持ち出し分として総額6,500万円ほどとなっております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 村単独としても6,500万程度の費用ということではありますけれども、これは人数の大小があるわけではありますけれども、よその市町村に比べればかなり手厚い支援・助成制度をやっているというのは誰しもが認識しているわけあります。

ただ、さらにこれをどの程度拡充、展開せよというわけではありませんけれども、その中で、村長の1回目の答弁では具体的なそれぞれの事業ごとの拡充策については触れておりませんけれども、新たな制度として出産祝い金ということで、これは全員協議会でも説明、その話に触れておりますけれども、現在の支援制度について、対象年齢なり医療費についてですけれども、そういった部分について基本的に制度そのものの拡充、支援の拡大策というのは今のところ考えておられないのかどうか、お伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 考えておりますので、先般の全員協議会でその一端を皆さんと協議したところでございますが、しかし、それが全てというわけではございませんので、その他にももちろん改善やら拡充やら、そういったものがあるのではないかというような皆様方からのご意見、本当にもつともだということで、年度途中からの事業展開を一応見合わせまして、来年の4月に再度、4月に向けて精査しながら煮詰めてまいりたいというふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 一つの事業、政策的には10年とか十何年すれば当然周りの情勢も変わってくるわけでありますので、その変化に応じたいいろいろな対応、制度的にも改正してやっていくということは当然として必要なことだろうというふうに理解するわけです。その部分については村長の意向を理解するものでございます。

あと、一つ触れておきたいのは、まず学校給食費の減免、これも10年程度になるんですけれども、今現在、その家庭の子供さんが何番目かによって減免割合が違っています。ご存じでしようけれども、第1子から2子、3子、4子と、4子以降は100%減免というふうな制度になっておりますが、第何番目の子供さんというカウントが、現に学校に入っているお子さんだけでなく、その家庭に何人子供さんがおられるか、在校生以外の二十未

満の子供さんも人数としてカウントしてございます。当初からそのような制度だったんですけども、第1子が10%免除、第2子が40、第3子が80、あと100ですね。そういうことで現在の各家庭の子供さんの状況を見ると、果たして減免のパーセントが適正なものかどうか、あるいは各家庭の年齢のカウントの仕方がそれでいいものかどうか。もう少しシンプルに、現在、学校に入っている子供さんだけ対象とした免除制度でもよろしいんじゃないのかなと。毎年、保護者の方から申請を出していただいて確認なさっているようすけれども、その辺も大分煩雑ではないのかなというふうにも思われます。あるいは、ちょっと長くなりましたが、1子、2子のほうの人数が大分多いと思うんですよね。それで700万ぐらいの減免額ということですけれども、もし同じぐらいの減免金額ということを考えるんであれば、中のパーセント、10%と100%、相当開きがありますけれども、もう少し公平性をとれないものかなというふうに私としては感じるんですけれども、どうでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　今、給食費ということで一つの例だとは思いますけれども、お話をありました。給食費も第何子、何子というふうに細かくといいますか、段階的に減免制度を設けております。

議員のおっしゃるとおり、私ももっとシンプルにわかりやすく、わかりやすいって、ちゃんと分けているわけですから、ちゃんと見ればわかるんですけども、そうじゃなくて誰が見てもといいますか、誰がそれを考えてもすぐわかりやすい、そういう制度に実はしたほうがいいのかなというふうにも思っているところですが、しかし何と言っても財政が許せればということあります。それはどういうものかと申しますと、やはり大衡村は企業立地・誘致によっての恩恵、こういったものを私は末端の住民の皆さんに恩恵をこうむっていることがわかりやすく、皆さんで豊かさを享受できる、そういう社会にしていかなければならぬんではないかなというふうにずっと前から思っていたところであります。究極を申し上げますと、やはり給食費ゼロ負担というのがわかりやすいのではないかなど私は思っています。個人的と言うとまた怒られますからね。思ってはいるものの、ただ、財政的にその辺まで踏み込めるかどうか、財政と相談しながら、そういうことも視野に入れながらさらに検討してまいりたいと、こういうふうに思うところであります。

議長（細川運一君）　　石川　敏君。

1番（石川 敏君） 給食費、究極的にはゼロ負担であれば一番いいんでしょうけれども、それはゼロにしているところもございます、実際は。県内でもあるんですけれども、よそではほとんど保護者負担というのは当然といいますか、負担はあるんですけれども、うちのほうの大衡の場合だと食材相当の金額が給食費ということで算定しているわけですけれども、決算の状況を聞きましたら約2,400万弱ぐらい、実際の正規の給食費として算定するとそのぐらいの金額になるようですが、その中で減免の実際の金額が710万程度、全体の金額の約30パーセントが減免されております。ですので、これがゼロということになれば、当然二千何百万がまるきり村の持ち出しということになってまいりますので、それはおいそれと簡単にできる状況じゃないのかなと思いますけれども、いずれにしましても約3割の免除でありますので、それはそれとして、やはり人数的にその部分とか、あるいは小中学校で当然単価も違っていますけれども、その辺の単価の設定の仕方はどうなのか、そういう部分からも検討したほうがどうかなと思うわけですけれども、その辺どうなんでしょう。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げましたが、究極的な理想はゼロといいますか、給食費ゼロ、全額免除というんですか、が理想ではあるわけであります。ですから、財政運営も勘案しなければ到底できませんので、そういうことも精査しながら、そして今現在700万円の減免をしているわけでありますが、給食費2,200万ということでありますから、700万を差引くと1,400万ですか1,500万ぐらいですか、の出費増にはもちろんなるわけであります、今までよりもですね。そういうこともありますので、財政当局とも相談しながら、できるかできないか、あるいはできなければどうするかといったようなことも含めて検討したいなというふうに思っています。

そしてまた先般、全員協議会でお話をしました誕生祝い金、そういうたるものもいろいろシミュレーションしながら、あわせて導入できればいいのかなと、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） それでは、次に奨学資金に触れたいと思います。

奨学資金も40年以上の年数、貸与制度が経過しているわけであります、毎年高校・大学生、今年度も相当の人数が貸与を受けているということなんですか、奨学資金につきましては、今、国ほうでもいろいろな動きが出ております。ことし春ごろですか、

年度初めごろですか、自民党なり公明党なり、そういう与党案として給付型の奨学資金制度を創設したらというような計画も話が上がっておりまます。

奨学資金の給付については、以前に議会の一般質問でも取り上げられておりますけれども、奨学資金を借り終わって就職して返還ということになると、実際問題、今の社会、就職も厳しい状況でありますと、非正規の就業者も多いということで、返還がなかなか厳しいと、大変だということも事実のようござります。

そういう観点からも、返還を免除する給付型の奨学資金制度の取り入れ。全部が全部免除ということではないんですけども、ある程度の一定の条件は必要かなと思いますけれども、村でももう40年以上奨学資金をやっているわけですので、そろそろ新たな制度への転換もあっていいのかなと。この辺で質問終わりますけれども、村長の考えをまずもつてお伺いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　奨学資金については、議員仰せのとおり大衡村独自の手法で継続してやつてきましたわけであります。今、高校生も大分借りておりますね。利用されております。昔は高校生がというのは余りなかったんですが、近年は高校生が逆に主流的に借りておるような気もしているところであります。

卒業されてからもなかなか苦労されて、返還、返済といいますかね、それが滞っている方々もだんだんふえてきている現状でもございます。給付型にすれば返還する必要はもうろんないわけでありますから、それはそれで返還しないで給付型にすればいいという話ではあるんだろうというふうに思いますが、しかし、政府として喚起したのは日本育英会とかそういうところの奨学金に対してのことではなかったのかなと私自身も思っているわけですが、その辺についてはとにかく教育長に答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（細川運一君）　　教育長。

教育長（庄子明宏君）　先ほど石川議員がお話ししましたように、選挙権が18歳に下がったということで、各政党のマニフェストの中に奨学生を給付制にしたらいいんではないかという意見が出てまいりました。国の日本学生支援機構が初めに奨学金の返還がないようにできないかというふうに、今差し迫られているところではあります。

しかしながら、大衡村においては、結論から言いますと、先ほど村長が申しましたように経済的な理由によって就学困難な方に奨学金を貸与するというところでいきますと、今

のところこの制度についてはこのままでいいのではないかというふうに思っています。

そもそもこの方法は、もともと少子化対策の一環ではないかなというふうに思っております。仮に無償化の条件整備をするにしても、今現在すぐ「はい、こうしましょう」というような整備は難しいというふうに考えております。

今お話ししましたように、日本学生支援機構をまずは活用していただき、大衡村としては機構の今後のあり方を見守っていき、大衡村としてどのようにしていったらいいのかということを精査していかなければならないというふうに思っております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 今そのような答弁をいただきましたけれども、一つの例として紹介したいと思いますけれども、これは先日の新聞に載った記事なんですけれども、隣の色麻町においては給付型奨学資金、若鮎奨学生という名称なそうです。大学生の方のようですがれども、特定の目的を持った学部に入るか、あるいはこういったものを目指す、教員を目指す、そういう方について町として認定して、返還義務がないということですからゼロだと思うんですけども、特定の学業を専攻する学生、そういう方に対してこのような制度をつくっているまちもございます。あるいは最近では、保育士の資格の学校もそのような給付型の対象にという動きもたしかあるやに思っています。

ですので、今現在、当面このままやる、それはいいでしょうけれども、やっぱり今までほかの事業でも先駆的に大衡村でいろいろな取り組みをしてきているわけですので、検討、検討はいいんですが、違うことをやるという前提のもとに前に進めていって、ぜひこのような対応も必要ではないのかなと。村にいろいろな企業がありますので、あるいは村内の企業に就職した場合とか戻ってきて何かする場合とか、いろいろあると思いますけれども、そのようなもう少し先進的な考えを持ってやってもらえばなというふうに思います。

奨学資金総額で今4,700万円以上ございます。その中で運用しているわけですから、もし給付となれば当然目減りするわけですけれども、何も全額免除でなくともいいと思うんですよね。何分の1免除とか、半額とか、いろいろな方法はあると思いますので、そういういた考え方を持ってやる気持ちがあるかどうか、改めてお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） やはり国の、そして村の発展、将来の発展、そういうものについて思えば、人材の育成が一番大事であるというふうに私も思っているところであります。

そういうことで、本当に教育にも、すぐに結果が見えて、すぐに村にはね返ってくる

ものではないことについてこそ力を入れなければならないというふうに私も思っておるところであります。

奨学金の支給の仕方、そういうしたものについて今後考えていくべきではないかと、多分趣旨はそこだと思います。今後もそういうことも検討しながらやってまいりたいというふうに思っているところであります。

先ほども申し上げましたとおり、高校生から大学生まで、あるいは専門学校を含めて、あるいは大学院生、そういう方々が今利用されているわけでありますが、議員仰せのとおり、村として推奨といいますか何といいますか、そういう分野で活躍していただける人材、そういう人に対して特定の何か支援ができないものかどうかということも含めまして、今後前向きに検討してまいりたいというふうに思っています。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 先ほども触れましたけれども、今、若い方々の就業形態、非正規の仕事が非常に多いということで、賃金的にも不安定な状況が続いております。これから当然年金でも、あるいは医療関係でも、介護とか、若い方の負担は全て上がっていく方向です、いろいろな自己負担的なものですね。そういう中に向かう中で、卒業してから仕事についた若い方々にもそのような支援の制度・政策をぜひ考えていくべきではないかなというふうに思います。ですので、今の村でやっている制度の中でも対応できる部分があると思いますので、そういう方向で考えていくべきだといふうに思いますが、もう一度お願ひいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 議員仰せのとおり、議員のお話も含めて参考にさせていただきまして、今後検討課題といたしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 最後にちょっと紹介したいと思うんですけども、宮城県内の七ヶ宿町、宮城県で一番人口の少ないまちです。その子育て支援策、これは小さいまちがゆえにできる部分があると思うんですけども、無料がいっぱいあります。保育料も無料、給食費も無料、それも小中学校無料、もちろん医療費も無料です。それから先ほど村長が触れましたけれども、出産祝い金、これも出しております。第1子から第3子ですか。何番目の子供さんかによって支給額もふえていまして、かなり手厚い支援策になっています。これ

と同じようにとは言いませんけれども、そういうような姿勢で取り組んでいるまちもございます。町としてはこういうことによって町へ幾らかでも人を呼び込もうと、そういう制度・政策の一環であります。ですので、我が大衡村でもこのような、やはり生まれたときから、小さい子供さんからずっと若者まで、年代に応じたようないろいろな支援策、一つ一つの事業の単発ではなくて、そのような制度化を図るべきではないかなというふうに考えるわけですけれども、府内での検討委員会もやるようですので、そのような基本的な考え方で取り組むべきではないかなと思うんですけれども、最後に村長の考えをお伺いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　住民のニーズは多種多様、多岐にわたってあるわけであります。子育て支援のみならず、例えば高齢者の福祉なり多岐にわたってあります。その中でいろいろなご要望があって、あって、あってという中で、皆さんおっしゃることは重々わかるわけであります。それを全部取り入れるというわけには、もちろん財政的な面、あるいはもちろんの面から無理な面もぜひご理解をいただきたいというふうにも思います。

我々、何年か前でしたか、北海道南富良野町という、今回大分被害があったようありますけれども、子育て支援のことで参りました。その町に行った折に、我々大衡村は18歳まで無料ですという話もしたんですけども、あっちでは大学を卒業するまででしたよね。ですから22歳まで無料だということでありました。はあっと私は思いました、何も無料合戦をするつもりはもちろんありません。ただ、南富良野町では大学に入らないで18歳過ぎた人はどうなんですかと。その人には支援していないんだそうです。大学に入った人だけ無料になる、それもちょっとおかしいといいますか、だから人らほうのやっていふことにおかしいと言うわけではないですけれども、それでもいいのかなと思いながら帰ってきました。

いろいろなユニークな事例はいっぱいあります。そういうものも我々アンテナを高くして収集しながら、何が大衡にとって一番いいのかを探りながら改善・改良をしてまいりたいと、こういうふうに思っているところであります。

議長（細川運一君）　　石川　敏君。

1番（石川　敏君）　　1回目の答弁の中でも、これから支援事業につきましては、村の地方創生総合戦略というもとの中で総合的に考えていくということでありますので、大衡村の規模に見合った、あるいは住民の要望・ニーズに応え得るような支援策ということでまとめ

てやっていただければなというふうに思うわけでございます。できれば新年度あたりには具体化できるように進めていっていただければと思うんすけれども、その辺の答弁を最後に求めます。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　ぜひそのように持つていければなというふうに思っておりますので、どうか議員の方もご理解よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君）　　ここで休憩をいたします。

再開を2時5分といたします。

午後1時56分　休憩

午後2時05分　再開

議長（細川運一君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順3番、早坂豊弘君、登壇願います。

〔3番　早坂豊弘君　登壇〕

3番（早坂豊弘君）　　通告順位3番、早坂豊弘であります。

先ほどの質問にもありました子育て支援策、私も子供はご家庭の宝でもあると同時に、本村にとっても将来を担う、そして将来を託せる財産と考えております。そういう意味で第1に、学力向上、そして部活動の活性化についてと題し、本村の子供たちの将来を見据えた教育のあり方を聞くものであります。

次に、村長の朝の挨拶のお話にもありましたように、7月1日、村にある農業用水、ため池、あるいは沼とでも言いましょうか、釣りに来た親子が3名、とうとい命を落命したこと、家族・親族にとっては耐えがたき苦しい思いをされたことと思います。

今も釣り人が増加していき、朝昼夜を問わず釣りに来ていると聞いております。私も農家で、牛を飼っておりますので、きのう、おとといの話なんですが、雨が降ってからは大変だということで、11時近くまでかかって乾草の草上げをした次第でありますが、衡東地区のある沼のところに車が3台ほどとまっていて、「何しているの」と聞いたらば「釣りに来ているんだ」とということで、仙台から来て夜の11時になつても帰らないで釣りをしている現状を見ました。そういうことを考えますと、本当にこの問題をまず出させていただきました。

本村におけるため池、そして沼、その事故防止対策として看板設置を行うようにしましたが、その効果は今後どのように期待されるか、そして結果は出てくるのか、そのほうを質問したいというふうに思っております。

そしてまた、次にさらなる防止策は、村として、あるいは行政として何か考えているのか、その辺もお聞きしたいと考えております。

3番目として、イノシシ対策についてであります、イノシシは被害が年々増加し、行動範囲も広がり、年2回の出産のためか頭数もふえ続けている現状であります。毎年の捕獲状況を見ても、生まれるイノシシの頭数がふえるのは必然です。

イノシシは、農産物被害が甚大であり、稻は田んぼそのものが皆無状態になっている現状があります。

産業振興課農林班による常任委員会の中での説明は、イノシシの捕獲実施隊を編成、30人編成という形でやるという話をしていますけれども、それをどのぐらいの効果が上げられるものと推測されるのか話を聞いてみたいと思っております。

最初の質問、学力の向上、そして部活動の活性化についてであります、学力は、各学年ごとに学力差が出てきていると聞いております。先生方に聞いてみれば、中間層が少なく、上そして下、底辺がかなり多いと。その底辺にいる子供たちに補習をかけて、そして基礎学力をつける勉強をしているんだという話を聞いてきました。この効果は上がっているのかどうか。そしてまた、今後対策として学力向上を村として、教育委員会としてどう考え進めていくのか、お聞きしたいと思っております。

さらに、本市の利を生かした学習、特色のある指導、そういったものは考えられないのか。いわばふるさと学習、2つ例を挙げましたけれども、ふるさと美術館と大衡城、大衡城というのは青少年交流館ですが、もっともっとそういった利用は考えられないか。

まだまだあるんですが、例えば大衡は歴史に恵まれた村だと思っております。そういう歴史の発掘をしながら、子々孫々に伝わるような教育、方向性というのは見出せないのか、そういうのもお聞きしたいと考えます。

部活動の平成28年度の地区中総体の結果説明が常任委員会の中ありました。なかなか最近の大衡中の成績は厳しいのかな、そういう理解もしております。確かに生徒数から見ても専門的な先生の配置は難しいと捉えます。県から指導の先生が2名入っているということをお聞きしました。ですが、もっともっと充実した部活動にはできないのかと。何人かの子供さんと親御さんに聞いてみたんですが、本当であればもっと別な運動をやってみ

たいんだけれども、部活動の数が少ないからここで我慢してやるんだと。

けれども、自分にそぐわない部活でも充実感の生まれる方向性の指導が私は欲しいと考えます。結果だけにこだわるものではないのですが、3年間の思い出の中で部活動の充実、満足度を感じさせるものであるものが私は望ましいと考えます。教育現場としての声はどうなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上3つのことを一般質問といたします。そしてあと、自席で質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　ただいまの早坂豊弘君の一般質問で、通告で触れられていない部分がございます。一応1問目の質問が終わったということで村長の答弁を求めますけれども、2問目以降、その点、留意されて質問を続けていただきたいというふうに思います。

村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　早坂豊弘議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1件目の学力向上、部活動の活性化についてのご質問にお答えをいたします。

その1点目の全国学力テスト等の結果を踏まえ、教育委員会としてどう認識し、どう対応して考えているのかという厳しいご質問でございますが、テストの結果発表を受け、学校において内容の精査等検討を行い、それを踏まえて以後の各教科の学習方針を見直し、学習指導方法と授業内容の改善をしながらさらなる学力向上につなげていくように指導してまいりたいと、こんなふうに考えておりますが、この学力テスト、大衡ではどの程度の学力なのかと。議員ご心配なところも確かにございます。しかし、学年によっては全国平均を上回っているものもございますので、そんなに胸を張っては言えませんけれども、一概に大衡だけがだめだと決めつけるのは早計なのかなと、こんなふうに思っております。

なお、これらの対応につきましては、常に教育委員会と学校が連携しながら取り組んでおるところでございます。

その2点目の中学校総合体育大会の結果から、強化策は考えているかというご質問でございますが、現在、大衡中学校の運動部は、野球部、男女のバレーボール部、男子バスケットボール部、女子卓球部、男女のソフトテニス部、そして男女の剣道部の合計9つの運動部がございます。生徒や顧問の先生方は日々、競技力の向上を目指して練習や試合などに一生懸命取り組んでおるところでもございます。

好成績をおさめるためには練習が何といっても一番大切ということになりますが、一方

では教員が土日、祝日に部活動に従事する回数がふえ、なかなか休養日が取得できないという、そういう教員の負担増の問題が拡大しております。また、生徒たちにとっても、学業との両立という大きな課題もございます。

現在、大衡中学校には2名の運動部の外部指導者を県から派遣していただいて部活動の強化を図っておりますので、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。さらには、今2名の外部指導者ですが、もっともっとふやせるものかどうかも含めて検討してまいりたいと、こんなふうにも思っているところであります。

その3点目ですが、本村の特色ある学習指導として、ふるさと美術館や大衡城青少年交流館などを活用してはどうかというご質問ですが、これは常々活用しているところであります。ふるさと美術館の企画展示やら、毎年小中学校の児童生徒を対象に絵画コンクールを実施したり、小中学校の授業の一環として著名な芸術家の企画展の芸術鑑賞会などを実施しております。先日も中学校において、一般村民の皆さんも交えた芸術鑑賞会を開いたところでございました。残念ながら議会の皆さんには余りお見えにならなかつたようだなというふうには感じておりましたが、芸術鑑賞会等々も開いております。

また、毎年、小学校の児童を対象に、大衡城の青少年交流館を会場として通学合宿等を実施しておるところでございます。集団宿泊体験や親元を離れての生活体験を通して児童の自立心を育てるとともに、協調性や主体性の思いやりの心を育むことに大変役立つてはいると保護者の皆様からも大変な好評をいただいているところでございます。

美術館や大衡城を活用した学習の取り組みにつきましては、今後も継続して実施してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解のほどをお願い申し上げます。

なお、教育に関するご質問については、以後、教育長に答弁いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、2件目のため池事故防止看板設置の今後はというご質問でございますが、これにお答えいたします。

まず、ご質問の答弁の前に、本年7月1日の衡中地区にある安沼ため池の転落事故により、幼いお子さん2名を含め3名の親子のとうとい命が失われたことに対して心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様方にお悔やみを申し上げる次第でございます。

その1点目の事故防止の周知徹底は図れるのかというご質問でございますが、村内には村所有を含め個人所有等々、多くのため池が点在しているところでございます。議員も篤

とご存じだというふうに思っておるところであります、村では本年7月1日の事故後、今後同じような事故が発生しないように、立入禁止等の看板の設置について村教育委員会と小中学校及びPTAと相談、また、より効果を上げるためにも大和警察署の連名についても協議を行いました。そして最終的に村所有のため池については大和警察署と村、教育委員会並びに小中学校PTAの連名で設置しております、また水利組合管理のため池については、水利組合名も加えた看板として設置したところであります。そして、個人所有のため池については、個人の責任において看板等を設置するものであります、今般の事故の重大性に鑑み、村や警察署等の表記のない看板を村で作成し配付することとしております。

また、今回の事故は釣りを目的にため池敷地内に入って起こった事故でありますから、特定外来生物であるブラックバスの放流禁止についても立入禁止の看板とともに作成、配付して、注意喚起を行っているところでございます。

設置場所については、釣り人が頻繁に訪れる場所について、各行政区長ご協力のもと情報をお聞きいただき、また看板の設置についてもご協力をいただいているところでございます。

なお、小中学校においては、ため池での釣り等については危険なため禁止の指導をしており、村内の小中学生はため池での釣りは行っていないと思われますが、引き続き指導を徹底してまいりたいと考えております。しかしながら、今回の事故は村外からの釣り人でありますので、周知については個々のため池への看板の設置が有効なものと考えております。

次に、2点目の看板以外にさらなる予防策はとのご質問ですが、看板設置以外での進入防止対策として、ため池全体をフェンス等で囲うこと、あるいは進入路への通行止めのチェーン等の設置が想定されますが、膨大な費用や水利の管理面の問題が出てくることも予想されます。また、万が一転落した場合に、水難事故防止対策として浮き輪等を設置している事例もありますので、管理している水利組合や個人の方とも相談をしながら対策を検討してまいりたいと考えております。

3点目の釣り人のマナーや草刈等管理作業への影響についてのご質問であります、今回の事故以前から、釣り人によるテグスや空き缶等ごみの放置により管理作業へ支障を来している状況や、防水シートを壊したり水門を勝手に操作して放水する、あるいは進入防止用のチェーンを切って侵入する、フェンスを壊して侵入する等の事例がありました。そ

の都度、水利組合等と連携し、新たに看板を設置したり破損箇所を修繕したりしてきております。

今回の事故の発生により、警察においても対策を強化し、ため池への出入りについてのパトロールを実施し、発見時には指導などを行うこととされております。また、一般の方でも発見した場合は、駐在所や大和警察署への110番通報により対処することになっておりますので、その旨、区長会議においても周知しているところでございます。

もともと生息していない特定外来生物に指定されているブラックバスを目当てに各所のため池に釣り人が集まることは、本村に限らず全県的な課題でありますので、水難事故の防止とあわせて、広域的な対策として関係機関と連携を図りながら対処してまいりたいと考えております。

議員皆様におかれましても、ため池で釣り人を見かけた際には注意喚起のご協力をよろしくお願い申し上げる次第であります。

次に、3件目のイノシシ対策についてのご質問にお答えします。

1点目の有害鳥獣駆除実施隊を編成し、イノシシの捕獲を考えているが、村として実際に30人規模の隊編成をつくれるのかというご質問であります。村では現在、隊員30名体制の大衡村鳥獣被害対策実施隊、仮称でありますが、隊の編成準備を進めておるところであります。

その隊員になっていただくために、今年度から狩猟免許取得経費の助成を行っております。その結果、これまで16名の応募があり、7月に実施された資格取得試験において11名の方が合格されております。また、残りの5名の方についても9月24日に試験が実施されることとなっておりますので、村といたしましては合格者全員を任命させていただく予定でございます。また、現在活動しております村有害鳥獣捕獲隊員5名の方にも入隊をお願いし、当初は最大21名でもって隊を発足してまいりたいと考えております。

なお、残りの人数については、来年度も引き続き免許取得経費の助成を行ってまいりますので、30名の確保に向け住民の皆様に周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、実施隊員の報酬に関する条例改正及び隊発足に係る必要経費については、今回の補正予算に計上しておりますので、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

次に、2点目の捕獲量を上回る繁殖によりイノシシは増加しておる、さらなる対策はどうするんだというご質問でありますが、現在村では個人に対しイノシシ被害防止策として、進入防止用の電気柵の購入経費助成や、先ほど述べました狩猟免許取得経費に関する助成

などを行っております。さらに、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した進入防止柵の設置、ワイヤーメッシュとかですね、なども検討しながら、郡内の自治体及び宮城県獣友会黒川支部とも連携を図りながらイノシシ被害防止に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解のほどをお願い申し上げます。

以上で第1問目の答弁とさせていただきます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） それでは、1点目の質問をいたします。

まず、学力向上なんですが、今、村長の答弁にもありましたように、そしてまた教育長にも前に教えていただいたように、小学校の実力試験が全国平均を上回ったということも聞いております。それは大変喜ばしいことであるし、またそれも大いに伸ばしていただければというふうに感じますけれども、現時点でいいことばかりではないので、前にもお話をさせていただいたと思うんですが、基礎学力、例えば数学であれば分数計算ができなかったり、あるいはマイナスの符号がわからなかつたり、国語であれば漢字が読めなかつたり、その辺の基礎学力の向上を図るのに、どういう学校とタイアップして教育委員会は考えているか、まずお聞きします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 今お話をありましたけれども、小学校のほうの全国学力・学習調査票を大まかに見ましたけれども、対象は6年生で、中学生は3年生ということです。毎年同じ1年生から中学3年生まで全員が受けるものではありません。ですから、年によって学力差が出てくるのは当然かと思っております。

しかしながら、ここ3年間の動向を見ていますと、小学校のほうは徐々に上がってきています、特に国語Bというのがあるんですが、どちらかというと活用するというところです、につきましては今年度県平均、それから全国平均を上回りました。という結果からしまして、まずは今の6年生については学校において適切な教育が行われているだろうということがわかります。また、数学におきましても徐々に近づいておりまして、全国平均、県平均のほうにグラフが近づいているというふうな状態になっております。

ただ、学習状況を見ますと、なぜそういうことが起きているのかというと、まず全国・県平均よりも小学6年生がいい面といいますと、朝食をしっかりとっている、就寝時間も適切に早目にとっている、それから朝も早く起きて活動しているというところが大きく出ております。まず生活面でいい傾向にあるのかなというふうに思います。そのほかさまざ

まな項目があるんですけれども、「困っていた人を見かけたらどうしますか」という問い合わせに対しても全国、それから県平均よりも20ポイントぐらいよくなっています。そして「やり遂げたときにはとてもうれしい」というのも全国・県よりも上に上がっておりまます。それから「挑戦したいという気持ち」も高くなっています。そして、ことしの6年生は人の話をよく聞けるというところが非常によく出ている結果になっております。ただ逆に、「自分にはよいところがあるか」という質問に対して全国・県平均よりも低くなっています。どちらかというと自重して言っているのかどうかわかりませんが、その辺は低くなっています。それからボランティア活動に行くか行かないかについても小学校のほうは低くなっています。外に対しての力、地域に対しての力、そういったところを強めて、自信のある小中学生をつくってやらなければいけないのかなというふうに考えているところです。

中学校におきましては、国語については何とか例年どおり頑張っているようで下がってはおりません。ただし、数学につきましてはなかなか効果が出ないようで、今後検討していかなければならぬというふうに考えています。

小中学生のいい点は、話す力、それから読む力が高い、それからしっかりと聞いているというところが高いなというふうに思っております。

それに対し、教育委員会ではどんな策をとれるかということなんですが、先ほど村長がお話ししたとおり、今回だけじゃなくて、全国学習・学力状況調査も宮城県の学力調査におきましても、その結果が教育委員会に上がってきますけれども、その後、一番最初に行くのは学校です。学校の中で一つ一つの項目を先生方が精査、検討して、次にどのような方針で授業を展開していくらいいのかというふうに決めるようになっております。したがいまして、教育委員会としては何ができるかというと、学びを支援するための方々を雇ったり、それから放課後子ども教室で勉強させるとか、発明クラブ、学習指導員の導入、加配の活用、それから今現在、小学校が取り組んで、きょうも授業研究をやっていますけれども、県の学力向上の指定を受けております、での支援、それからＩＣＴの導入、そのほかスクールソーシャルワーカーの活用、そして何といっても今非常に大切にしているのが小中連携というところで、そういった情報を小学校から中学校にしっかりとつないでいくというふうなところで考えております。

さらに来年は、もし予算が許すのであれば、英検の無料化、漢検の無料化等もして、刺激を与えられればいいのかなというふうに考えております。

いずれにしましても、第2期教育振興基本計画、県のほうが出していますけれども、4つの項目がありまして、少子化対策、2つ目に学力・体力・運動能力の増加、それから3つ目として基本的生活習慣を身につけさせること、そして4つ目が高校生の進学・就職をしっかりと考えようというふうなところまで段階を追いまして今進めているところですので、その辺を理解していただきまして、本村の教育にご尽力いただければ非常に助かるなというふうに思っております。

以上です。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 今、教育長からご丁寧に説明ありました。ただ、確かに学年に余りにもばらつきがあると。これは学校の先生もおっしゃっていることなんですね。さっきの第3段階の高校進学を想定した、とにかくそれに向かったような教育指導方針、そういうのは私も大事だと思います。

きのう、私、秋田に友達がおりまして、中学校の先生なんですけれども、ご存じのように秋田は全国3位とか5位とかそういうレベルなんですけれども、どうして秋田はそういうのが高いのかと聞いたら、まず一つは読解力、さっきも教育長が言っていた読む力ということなんですけれども、あとは数学では反復学習が大事だというんですけれども、その辺の考えで教えていくということは考えているのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 秋田のほうでは読解力、それから反復学習ということが今唱えられているということですけれども、私も秋田の教育長に何度も質問したんですけども、それだけではなく、私たち大衡よりもまず人口が非常に小さい町村が多いです。そのことで教育に対する予算が、宮城県で言えば七ヶ宿町と同様にお金を少人数のところにたくさんかけることができるということも非常に大きいし、その力をどうするかというと、地元に住む方は、山ばかりでほかにすることがないこともあるから、子供たちにしっかりと学力を身につけて、将来志をしっかりと持たせて外に出てやるというところを真剣に考えているというお話をありました。

それを考えますと、意外と大衡村はゆとりがまだまだあるのかなと、子供たちのほうにも大人の方にもあるのかなと。そういういた差し迫った気持ちがあれば、人はその壁を越えようとするのではないのかなというふうに思っております。

学年のばらつきもあると思いますが、それだけではなくて、学年のばらつきは学校のチ

ーム力にもよってきます。自分の学年だけ、自分の学級だけ先生は見ていれば明らかにばらばらになります。そのためにも先生方は一丸となって、一人一人の子供に対して取り組んでいかなければならないだろうというふうに考えています。

秋田の話に戻りますけれども、私は去年、ちょうど志支援事業について小中で一緒に取り組みましたけれども、まず生活習慣をしっかりとさせ、そしてその上で将来的な夢、志を持たせてやることが人材育成であり、そして学習の基本だというふうに思いますので、勉強だけを取り上げるということも必要かもしれません、生活の仕方、生きる力等と一緒に育ててやらなければ難しいのかなというふうに思って今現在、小中校長と校長会を形成し、時には高等学校の校長先生もお呼びいたしまして検討しながら進めているところです。

議長（細川運一君） 大変丁寧なご答弁をいただきしておりますけれども、時間も限られておりますので、もう少し要点をまとめて答弁をいただければよろしいのかなというふうに議長としては思いますので、その辺のところをどうかご考慮願いたいというふうに思っております。

早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 時間がないので、学力のほうは最後の質問にします。とにかく笑って3年間が過ごせる、そして高校に入って笑えるような学力をつけてもらいたい、そう思います。とにかく数学も英語も積み重ねであるし、やっぱり意味が理解できなければ問題は解けないということなので、その辺の最後の考え方をお聞きします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） そのとおりだと思います。学校は楽しい場所であるということが私も基本だと思っております。それを押さえながら、今後進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 部活動についてお聞きしたいと思います。

さきの常任委員会で教育学習課長から、成績の話、もろもろがありましたけれども、私は何も中体連で優勝することが全てだとは思っていないのですけれども、先ほども言ったように、3年間を部活で過ごした有意義な人生観、そういうものがつくれるものとして部活を考えているんですけども、教育委員会として教育方針をどう考えているのかお聞きします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 原点に戻りますけれども、部活動の目標というのがあります。これは今、早坂議員がおっしゃったとおりです。部活動は、余暇の善用と趣味・個性の伸長を図るとともに、身体的及び精神的にも強い意志のある人間を育成するとともに、規則を守り、礼儀正しい人間を育成することと、単に技能だけでなくお互い協力し合い、社会に出ても豊かな性格をつくる場であるというふうにうたわれております。ですから、部活動だけでなくて、学級活動、生徒会活動、学習活動などおろそかにできるような部活動ではまずいというふうに思います。

以上です。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） よろしく子供をご指導いただければというふうに思って、部活動は終わりにいたします。

もう一つ、本村の特色を行かした学習指導、2例ほど出させてもらったんですが、ふるさと美術館、そして大衡城の青少年交流館、大いに使われているという先ほどの村長の説明もありましたけれども、大衡だからそこできる学習、そして大衡だからこそ学べるものがあると思うんですが、そういうものは今後の教育方針として考えることはありますか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 大衡村の教育基本方針の中にもありますけれども、社会教育の充実の中に社会教育施設の整備・充実というのがあります。それに関する事と、それからスポーツ面で言っても、ライフステージに応じたスポーツ活動の奨励というのがありますので、それを考えながら、大衡村でできることは何なのかということを考えてまいっておりました。

村長の話にもありましたけれども、今現在、小学校の前に、ちょっと名前は忘れました、何とか山という山がありました。自然を学習するのに使っています。それからふるさと美術館では、今お話しもありましたけれども、美術館の年間の企画の中で、この月は小学生が来たほうがいい、ここは中学生が来たほうがいいというのを出した上で、校長のほうにはぜひ来てくださいと。ここにもありますけれども、たまにこの芸術家の話を聞いてほしいという場合にはバスを使いまして、中学生全員、交代で来ていただいて、作品を前にして話す機会も設けております。

それから、そこにありますけれども、大衡城の青少年交流館につきましては、集団宿泊訓練の場としても活用しております。まだまだ今後、それ以上に使えるところや使う場所

はあると思いますので、検討していきたいなというふうに思っています。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 最後にもう一度質問いたします。

例えば、教育長が一生懸命やられているたこ揚げ、あれはあれでいいと思うんですよ。

けれども、それを拡大解釈して、もっといろいろ特色のあったものを教育の場に取り入れてもらえばというふうな私は考え方を持つんですけれども、どうでしょうか、そういう考えは持っていらっしゃるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 私の得意な分野お話をさせていただくと、時間が1時間ぐらいかかりそうなので。

やはりたこ揚げにしても、私一人でやっているわけではなくて、地域の方の力が必要だし、小学校、中学校の先生方の力も必要です。いろいろと挑戦したいところなんですが、大衡村には行事がたくさんありますし、重なるところがいっぱいあります。そういう意味で、なかなか行事をふやす、活動をふやすということは難しいなというふうに考えております。ただ、今やっているものについてはもう少し検討しながら、できるだけ楽しめる競技にしたり企画にしたいなというふうには思っております。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） それでは、ため池事故防止看板設置の今後はということで質問させていただきました。看板設置に当たって、余り大きくない看板だなとは思ったんですけども、今後その見通し、そして看板以外に考えられる防止策はあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 看板が余り大きくないようだと。看板以外に何か考えられないかというご質問ですが、看板の大小についてはいろいろなご意見があろうかと思います。そして看板にかわる何か今後ないのかということですが、きのうも水難学会というところで大崎市のほうで学会、シンポジウムをしたんだそうですが、その際、当然こっちの現地にも来て、何か消防隊員みたいな人が実証していました、入って、上がってこれるかどうかと。屈強な消防隊員だったそうですが、やはりだめだったということです。そういうこともあります。なので、理論的な危険性の立証といいますか、そういうものを十分に、地域住民のみならず全国の皆さんに認識していただくことが今後の防止に大き

く寄与するのかなと。この報告書を見ますと、見た目は大した傾斜じゃないと。緩やかな、けれども実際入ってみると上がってくるのが大変だったという報告でありますから、そういうことを皆さんで認識し合いながら、危険なんだということをみんなが共有すればこういった事故が減るのかなというふうに思いますし、看板をもっと大きくしたり、あるいは何かをしたりということには限界があるんだろうというふうに思っております。

以上です。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 村長も農家の先輩でありますし、大体村のため池200カ所以上は農業用水用のため池だというふうに認識されているものと思って質問いたします。

今言われたように、衡中の安沼だけでなく、ほとんどのため池は上がってこれない、深い、そして藻が張れば当然滑るという現状であります。先ほども話しましたように、夜の11時過ぎにやっぱり親子なんですね、来ているのが。考えられない時間帯。入れば当然死ぬわけですから、今後、啓蒙活動だけでなく、本当の意味でもっともっと拡大解釈をしながらこういう運動の展開も必要なんではないかと考えるんですが、その辺はどう考えるのかお聞きします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げましたように、こういった事故がありますと本当に皆さん注目をするわけですが、しかし、人のうわさも何とやらで、何日かするとそれも忘れて、そしてまた同じような事故を繰り返すということが往々にしてあるようでございます。

そういうことで、大衡村の住民の方々はそのような釣りはしないものと私も思っていますし、してもそんなに危険なところではしないというふうに思っています。来て事故に遭われるのは何といっても、交通事故もそうですが、域外の方々がよくこういった事故を起こされるということありますので、この学会で警鐘を鳴らしているように、危険なんだということをぜひ皆さんで共有して、そして啓蒙していけたら、それが一番の防止策になるのかなと、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） ため池についてもう1点お聞きします。

農作業において、農家の方々がかなり迷惑をこうむっていると。実際私もそうなんですが、草刈り機械で刈り払いをしている際にルアーがテグスごと顔のところに飛んで

きたこともあります。そういうような状況の中で二次災害、農家の方に対する二次災害のことなんですが、そういうことが起きないとは言えないわけですね。今、ため池は危険だということもありますけれども、それ以外の何かパトロールとかそういうのものも村として今後考えられるのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　パトロールみたいなことをやればいいんでしょうけれども、費用対効果ではないんですけども、やはり一人一人のモラルの問題でありますから、パトロール、これは試しにやってみる価値もないとは言いませんけれども、例えば夏、釣りのシーズンに何回とか、そういうこともあるいは必要といいますか、やってみる価値もあるかもしれませんけれども、今のところそこまでは村として考えていなかったところでございます。

議長（細川運一君）　　早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君）　　ため池の事故防止について、もっと考えていただければというふうに思います。

次に、イノシシ対策について話を移します。3件目です。

先ほどの説明にもありましたし、そしてまた常任委員会での説明もありました。30人規模の編成隊をつくってイノシシの捕獲作戦をやるというんですが、イノシシは年に2回出産するということもあって、捕獲量に対してふえ続けるほうが多いのではないかと考えるわけですが、その辺はどう思っているのかお聞きします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　捕獲量が去年5頭でありましたので、確かに捕獲量に比べて出産量が当然多いのではないかと私も認識をしております。

議長（細川運一君）　　早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君）　　具体的な数字で言えば、イノシシは10頭以上産むと、そして年2回であれば20頭と。5頭捕獲すればあの15頭はどうなるのやという形になると思いますし、今、大瓜地区だけでなく大森地区、そして私、衡上の中でもイノシシを見ました。だからそのエリアというのは拡大されているんでないかなというふうに、かなり危機感で懸念しているわけなんですが、村としてその辺をどう把握し、編成隊のほかに何か考えていることがあればお話し願いたいと思います。

議長（細川運一君）　　早坂豊弘君に申し上げます。

早坂豊弘議員の一般質問において、村長のほうからの第1問目で回答をもらっている部

分が今までの質問の中で多々見られたというふうに議長としては感じました。それだけはご指摘をして、村長の答弁を求めたいというふうに思います。

村長。

村長（萩原達雄君） 1回目の答弁でも申し上げさせていただきました電気柵とか、あるいはもっともっとと言つたらいいんでしょうかね、ほかの事例を見ますとワイヤーメッシュ等々の柵設置、そういったものもございますので、電気柵は当然今現在、何名かの皆さんに助成金を出して購入をしていただいているところであります。それから今言ったワイヤーメッシュ、これの例えは事業、大和町などでは沢渡地区において3.6キロのワイヤーメッシュを張りめぐらせましてやっているようあります。あと難波地区ですか、そういったところでやっております。具体的にはそういった事例もございますので、ただ、費用も当然それなりにかかっておりまして、大和町においては3.6キロで320万とかあと570万とか、あるいは難波地区だと約800万弱の事業費がかかっております。これは国庫補助も当然入ってきますので、全額村負担というわけではございませんけれども、そういったことも視野に入れながら、今後必要であれば導入の検討もさせていただきたいと、こういうふうに思っています。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 時間が4分しかないので、最後の質問にいたします。

先ほど確かに侵入防止用の電気柵、そしてワイヤー、その辺もありますけれども、電気柵は村長ご存じのように面積がふえればかなりの高価なものになってくると。国庫補助金があったり、あるいは村でも補助金を出しているんですが、なかなか補助金があっても面積が広範囲だと厳しいのかなというふうに理解するわけなんですが、今後、電気柵以外で何か金のかからないものというのは考えられないかどうか、その辺、最後にお聞きして終わりにしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 電気柵、わな、それからワイヤーメッシュ柵、そういったところもあるわけでありまして、さらにもっと経費のかからない方法はあるかなと言われますと、教えてくださいと私たちさえ言いたいんですが、ある人が私に問い合わせいただきました。昔、スズメ追いしていたガス鉄砲と言つたらわかりますかね、皆さん。あれを置いたらどうなんですかと言う人もいました。それでどうなんだか私はわかりませんけれども、そういえばガス鉄砲が今どこでも余り鳴っていないなという感じがしています。あれを実験してみれ

ばもっと安く、効果もし上がればいいのかななんて思いながら、誰か実証していただけ
る人がいたらお願ひしたいと思います。

そういうことで、本当に経費的に安くといいますか、安価でいい方向が見出せればそ
れにこしたことはないわけでありますから、どうか皆さんで知恵を絞りながら、ぜひ村當
局にも、こういう方法がいいよというようなことがありましたら教えていただきたいとい
うふうに思います。

以上でございます。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を3時15分といたします。

午後3時04分 休憩

午後3時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順4番、齋藤一郎君、登壇願います。

〔5番 齋藤一郎君 登壇〕

5番（齋藤一郎君） 齋藤一郎であります。

2件通告しておりますが、一問一答方式により質問をいたします。

1件目は、第3セクターに関することであります。

第3セクターを立ち上げた本来の趣旨、目的は何だったのか、最初に立ち返って考える
べきであると私は思い、今回の質問に立ちました。

前村長は、まちづくりセンターは民間会社だ、民間会社だと言ってきたわけであります
が、村の税金を民間会社に出資したことはあるのでしょうか。第3セクターの基本的な考
え方を変えてはならないと私は思うのであります。

第3セクターは、民間活力のノウハウを生かし、今まで村が直営で実施してきましたい
ろいろな事業の固定経費の削減や、行政のスリム化を図ることが目的なのだと私は考
えております。しかし、現在は民間会社の除草や除雪作業、さらには最近に至っては甘酒製造
販売にまで事業を拡大しています。

まず第1に、第3セクターを設立した趣旨、その狙いはどこにあったのかお伺いするも
のであります。

次に、村が指定管理者に対して管理運営委託している事業は何々なのか、説明を求めます。

また、甘酒製造販売にまで事業をしている、この事業費、事業内容を第3セクターの筆頭株主である村長は取締役会議でどのような認識をいたし理解しているのかお伺いするものであります。甘酒製造にまで事業を拡大する資金、事業費があるとするならば、村が指定管理者として委託している事業の積算の仕方が甘いと私は言わざるを得ません。

1件目の最後に、村は第3セクターであるまちづくりセンターに最大株主として65%を税金投入しているわけでありますので、その経営を見守っていく必要があります。第3セクターに関する指針の作成、運用実態はどうなのかお伺いいたします。

次に、2件目に移ります。

平成8年の農振整備計画書の資料によりますと、村の農用地面積が約1,600ヘクタールあるとされています。今後の農業振興策を考えるとき、本村は水稻中心の経営であり、一方では米価下落の影響に拍車がかかり、農業後継者と言われる若者が他産業に職を求めてまいりました。それは当然のことであり、私は現実的な対応、選択だと思っております。

しかしながら、村行政として今後を考えた場合、農業推進の柱となる認定農家の育成や集落営農組織に本腰を入れて取り組むべきと考え、質問するものであります。

まず、村内における集落営農組織や認定農家数の実態はどのようにになっているのか伺います。

さらに、農業集落営農組織を村内の全集落、地域に拡大する考えを持っているのかどうかお伺いいたします。

また、平成8年に作成した農業振興地域整備計画の特別管理地域指定に基づく計画書であります。工業団地への企業立地が進む中、国道4号の全線4車線化事業が決定した今、平成8年に作成した計画書や農業振興地域の見直しを今こそ図るべきと考えておりますが、村長の考え方をお伺いするものであります。

よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　　齋藤一郎議員の一般質問にお答えをいたします。

1点目の第3セクター設立時の趣旨というご質問でございますが、お答えをしたいと思います。

まず、その1として、初めに1点目の第3セクターを設置した趣旨は何かというご質問であります。株式会社万葉まちづくりセンターは、平成17年3月に大衡村とあさひな農協とそれから民間企業がそれぞれ共同出資し、第3セクターとして設立した法人でございます。資本構成からすれば半官半民の形態となっておりますが、運営方法については民間会社に適用される会社法に基づく株式会社でありますので、利潤によって経営が成り立つ民間会社として運営しております。官から民へ、民ができるものは民に移行することを前提に、指定管理制度による行政経費の節減や村民の雇用の場の確保などを目的に設立されたものでございます。

次に、2番目としてまちづくりセンターに管理運営を委託している事業についてのご質問でありますが、指定管理者制度を活用した施設については、議員ご存じのとおり万葉クリエートパーク、児童館、大衡城青少年交流館、そして美術館、上北沢排水処理施設、それから西部球場などの体育施設、あるいは万葉・おおひら館の全部で7施設、その他合併処理浄化槽の管理や大衡簡易パーキング、インターチェンジのところにありますが、それの管理、それから村内公園等施設の除草管理などを委託しておるところでございます。

次に、3点目の甘酒製造販売する事業費や事業内容についてのご質問でありますが、お断りしておりますが、私は筆頭株主とはいえ取締役には入っておりませんので、それ以上立ち入った答弁は差し控えたいというふうに思いますが、その範囲内で精いっぱい答弁させていただきたいというふうに思います。

甘酒を製造販売する事業費や事業内容についてのご質問でありますが、会社の定款に記載している事業項目の中に地場産品の創出、加工、そして販売が掲げられており、過去にはようかんやアイスクリームなどを製造販売しております。この定款に基づき新規事業を立ち上げたと聞いておるところであります。平成27年度に製造設備を整備し、今年度より本格的に甘酒の製造を行っているとのことで、今後販路拡大を図っていくと聞いているところであります。村といたしましても、特産品を創出するためには必要なものではないかというふうに認識しており、株主としても今後の推移を見守っていきたいと考えておるところでございます。

次に、4点目の株主取締役会議での検討内容についてのご質問でありますが、先ほども申し上げました株主取締役会での検討内容、株主総会に際しては項目ごとに事業実績と次期事業計画が報告されますもので、株主としては内容一一内容といつても書面上の内容であります。それを精査し、承認しているところでございます。

最後に、5点目の第3セクターに関する指導指針を運用しているのかというご質問であります。総務省が策定した第3セクター等の経営健全化等に関する指針に基づき、本村においても決算終了後に毎年調査、指導等は行っており、検査結果は村のホームページにおいて公表しているところでございます。

第3セクターは、地方公共団体から独立した事業主体として公共性・公益性が高い事業を行う法人である反面、その経営は原則として当該第3セクターの自助努力により行われるべきものと考えております。平成24年8月にオープンした万葉・おおひら館も、当初5年間で赤字解消を計画しておりましたが、4年目で黒字に転換をしており、昨年度のセンター全体の売上高は4億円を突破し、村の委託事業だけに依存することなく、センター独自に経営努力していることは評価していいのではないかなど、こういうふうに思っているところでございます。

なお、村のホームページで公表する際には、点検評価の結果もあわせて公表しており、経営状況は健全であり、設立してから毎年、A評価となっております。しかしながら、これが将来にわたって必ず永続的に続くものと保証されているわけではございませんので、本村としても適宜適切に指導を行っていく必要があると認識しているところであります。

斎藤議員の質問の中で、一般の会社の株主に村がなっているのはこれだけしかないのでないかというようなお話があったわけでありますが、電力、それから森林組合等々の株も保有しているところでございますので、参考までにお知らせをしておきたいというふうに思っているところであります。

次に、2件目の農業振興策を積極的に図るべきであるとのご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、1点目の村内における集落営農組織と認定農家数の実態についてのご質問であります。現在、農業経営基盤強化促進法に基づく集落営農組織は、大瓜下営農生産組合と衡南生産組合の2組織あります。このうち衡南生産組合については、これまで任意組織として育苗中心に営農を行ってきた衡下育苗センターが国の補助事業（担い手経営発展支援事業の農業経営法人化等支援事業）という長いあれでありますが、国の補助事業を活用して平成27年12月に設立された集落営農組織であります。この2つ、集落営農組織があるわけであります。

次に、認定農業者数については、現在、個人・法人合わせて49経営体がございます。個人が43経営体、農地所有適格法人が6経営体、このうち農事組合法人が3法人、会社法人

が3法人となっております。

次に、2点目の集落営農組織を全集落、全地域に拡大する考えはないのかというご質問であります。現在、集落営農組織としては、農地の所在する13行政区のうち大瓜下地区と、先ほど述べました衡下地区の2地区にありますが、農業者の高齢者や後継者不足など深刻な問題を解消するためにも、より安定した農業経営を行うことができる集落営農組織の立ち上げの重要性は十分認識しておりますので、そのためにも地域リーダーの育成や任意組織・任意組合との情報交換等を行うとともに、地域との連携を図りながら集落営農組織の組織化に向け、引き続きJAあさひななど関係機関とともに連携を深めながら進めてまいりたいと、こんなふうに考えておるところでございます。

なお、JAあさひなが事務局となっている大衡地区集落営農推進協議会の平成27年度事業として実施した地域営農ビジョン策定支援交付金を活用して、4地区の実行組合において地域営農ビジョンが作成されておりますので、JAあさひなと連携しながら集落営農の組織化を支援してまいりたいというふうに考えております。

最後に、3点目の農業振興地域の見直しを早急にとのご質問であります。本村では農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、農業の健全な発展を図るべき区域を明らかにし、農地などの有効利用と農業の近代化のための施策等を総合的かつ計画的に推進することを目的として、昭和47年度に大衡村農業振興地域整備計画を策定しております。その後、昭和50年度、58年度、平成元年度、平成8年度の4度にわたり整備計画の変更を行ったところであります。優良農地の確保を図りながら地域農業の振興を推進してきたところでございます。

現在、農業振興地域の面積は約2,300ヘクタールで、そのうち約1,350ヘクタールが農用地区域として指定されておりますが、農業振興地域は、優良農地の確保と保全を図り、本村の基幹産業である農業の営農環境を守りながら、さらなる振興をするために設けられた重要な地域であると認識しております。

農業振興地域の区域については、県で定めている農業振興地域整備基本方針の変更や経済情勢の変動等により、変更の必要が生じた場合には県が区域を変更することとなり、また村で定める農業振興地域整備計画については、県の基本方針の変更や農業就業人口の規模、農業生産の現況や将来の見通し等により計画変更の必要が生じたときに見直しの手続を行うこととなっておりますので、今後も適正に行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） まず、1件目の第3セクターのほうからいきたいと思いますけれども、結局、村の第3セクターを立ち上げたのは、村の直営事業をできるだけ固定費の軽減、そして行政のスリム化をするんだと、そのための第3セクターと私は思っているんですが、村長は私の考えをどのように思うかお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 私も全く同感でございます。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） それから、村が民間に出資したケースとして電力と森林組合を挙げられましたけれども、電力なり森林組合はまた4町村の合併ですから、普通我々が言う民間会社、私はそんな民間会社という捉え方としていたものですから、それを電力と森林組合と言われたのでは話が全然かみ合わないなと。それは当然村ですから、大衡村に限らず県内の自治体が出資していることだろうと思いますけれども、まるきり村にある民間会社に出資しているケースはあるんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） それはないと思います。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 私も一応そうだと思っております。村の税金をそう簡単に民間会社に投入はできないと思いますので、今、村長答弁になったようにそうだと思いますけれども、それで甘酒製造の関係で、村長は村の地場産品というか、大衡村の特産品の創出のためにはいいことだというふうに思われましたけれども、本当にそのように考えていますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 村として何か地場産品、他に誇れるもの、考えてみますれば加工品ではありませんから農産物はさておいて、加工品なりそういったものがこれまでもいっぱい試作的につくられてきました。例えば万葉美人ですか、あるいは何だろう、あらわれては消え、あらわれては消えというのもありましたので、実は甘酒も聞くところによりますと万葉美人をつくっておられた酒造会社のほうから甘酒製造装置を借り受けてつくり始めたと。そして、もちろん借り受けですから借り賃は払うんだろうと思いますけれども、そういうことで新規に導入して多額の費用を要したというふうには私は聞いておりませんが、ということで、とにかくそういった村の特産品あるいは地場産品としての付加価値をつける

ための一つのツールではなかったのかなと、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 私は村長に質問するとき、全て村が出資している第3セクターであるという捉え方のもとに質問しておりますけれども、例えば甘酒にしても村長が本当に村の特産品にしたいと、であれば、私は担当課を決めて予算措置をして研究開発費でも何でもいいですけれども、そういうふうにして第3セクターに依頼すべきじゃないかなというふうに思いますけれども、どうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そういうやり方ももちろん選択肢としてはあろうかと思いますし、さらには、第3セクターのほうで自発的に、使命感に燃えてと言ったらちょっとオーバーになりますけれども、そういうものをつくってみたいと、そして販売して大衡村をPRしたいという熱意のあらわれではないのかなと私なりには思っているところであります。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 私の後ろのほうで「いや、それは通んねど」と今議員お話ししましたけれども、しかし村長がおっしゃるように、今までいろいろなケースがありましたよね。ですけれども、やはり村が立ち上げた第3セクターですので、村もこうしたいと。大衡村の特産品として確立をしたいということであれば、村がきちんと予算措置をして、村が直接甘酒を開発する、つくるというわけにいかないでしょうから、そのための第3セクターだと私は思うんです。今後ろで「そんなこと」と言いましたけれども、私はそうやっていくべきじゃないかと思うんですけども、村長の考え、もう一度お願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ですから、そういう手法ももちろん選択肢の中にはあっていいのかなとは思います。ただ、今回はそういう手法じゃなくて、まちづくりセンター、第3セクターのほうで自主的に村の特産品づくりのために熱意を持って取り組んでいたたまものなどのかなと、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 今ある大衡の民地をお借りして甘酒をやっていると。ただ、我々も村民として、そこがどういうものなのか見てみたいと言われても、なかなか個人の宅地には入っていけないですよね。ですから、第3セクターで取り上げているこういう施設というのは村の公共用地なり、私はそういうところでやっていくべきだと考えますけれども、今はま

るきりの個人の用地を借りている。じゃちょっと行ってみたいといつても、まさか人のうちに簡単に入つていけない。何でも民間で許されるというのはそういうことで私はないと思うんです。ですから極力公共用地、村有地等を活用して、そういうところに工房なりを立ち上げてやっていくなら私はわかりますけれども、どんなものでしようか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　小規模といえども工場見学であります。そこに行ってみたいんだけれども行けないんだという後ろ向きな考え方じゃなくて、もっと前向きに担当者と折衝して、工場見学に私は行きたいんですけど申し込まれたら、それはだめだとは多分言わないのかなと私は思っています。

議長（細川運一君）　　齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君）　　じゃ誰にでも見られるように、「一体大衡に甘酒あるんだというけど、どこでやってるのしや」となるケースもありますので、それではまちづくりセンターに看板でもつけたらどうですかと村長がアドバイスはできないんですか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　会社の代表もそばにおられますから聞いておると思いますが、それはそれ、これはこれであります。

甘酒製造工房とか看板をかけて、一般にも見学させたらどうかと。（「周知するように」の声あり）はい。当然そういうことも考えられますし、さらに先ほども申し上げたとおり、一つの事業所といいますか、規模は小さくとも工場、工房として皆さんに。ただ、醸造的なことですから、雑菌とかそういう心配もあってどうなのかわからんけれども、ちゃんとした防疫、消毒なりなんなりしてマスクなりして、頭に白いものをかぶったりして入ることが通常はできるのではないかなど私は思っていますけれども、実際に当たってみないことにはわかりませんけれども、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（細川運一君）　　齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君）　　甘酒工房を立ち上げるにしても10万、20万では簡単に立ち上げることはできませんよね、事業としては。ですから、私は村で指定管理者を指定して、そこに委託をしてきた事業、7施設なりその他、下水管理等も含めていろいろありますけれども、一つの見方ですけれども、村がまちづくりセンターに委託するための事業費として積算したのが甘いんじゃないかと、私はそうもとれてしまうんですね。それについてはどう思いますか。甘いから……

議長（細川運一君） 立って発言してください。

5番（齋藤一郎君） 済みません。

甘いから、余計なことではないんでしょうけれども、まるきり指定管理者、第3セクターの趣旨をどんどん外れていってしまうなど、私はそれを心配しているんですよ。ですから、村が第3セクターとしてまちづくりセンターを立ち上げて運営してもらっているんですから、そんなにもうけることもないし、損ももちろん大きくしてもらっては困りますから、その中で泳いでもらえれば、事業運営してもらえば私はいいと思います。第3セクターというのは、私はそうだと思うんですけれども、村長はどのように考えますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 村の積算が甘いから甘酒をつくるという話では私はないんではないかななど、こんなふうに思います。先ほども登壇してお答えした折にもお話を申し上げましたが、やはり第3セクターといえども自助努力によって経営を改善したり、あるいは収益を上げたりする、そういうことは当然の帰結だと私は思っております。

そんな中で、甘酒に今大分集中してご質問されておりますが、ただ、甘酒は一つの部門でありますし、それ以外にも例えば議員も指摘しております民間会社の除草請け負いとか除雪等々、あるいはいろいろな事業を展開しております。これもやはり会社の経営に大きく寄与している部門もありますので、第3セクターではあるけれども、経営手法は一般の株式会社と同じなんですよという私の見解を先ほど申し上げました。それに鑑みればいろいろな事業を当然、もちろん定款に載っていない事業までしたのではちょっとあれですが、定款に載っている事業なら何でもできるわけであります。いや本当、定款に載っている事業なら何でもできるんですよ。そして、自助努力して黒字化なりを目指してやってこられた努力に対しても、否定をするだけじゃなくて、評価するところはしなければならないんじゃないかなと私は思っております。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 私は甘酒をつくることはダメですよとか、そういうことを言っているわけではない。甘酒をつくるんだったら、村できちんとそのための地場産品をつくる、創出する、そのための予算措置を担当課を決めてそれでやっていって、村はこういうんだよということをやるということは、私はそれを否定するものではないですので、誤解のないように。

ただし、今、村長お話しした除雪なり除草なり、それは大衡村にそういうものをやる会

社がないならよろしいですけれども、現に村内の企業というか会社というか、そういうものがあるんだったら、そういうところの民間会社を逆に伸ばしてしてやる。第3セクターまで仕事をとってやるべきではない。第3セクターというのはもう少し広い考えを持ってやっていただきたい。その上に、村長は第3セクターを私は主導していくべきだと、そんなふうに考えますけれども、いかがでしょう。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　私もこういう形になって答弁する立場になります。除草等々、例えはどういう形態でどういうふうにしてやっているのかなというふうに思ったときに、まちづくりセンターのあっちですね、除草隊の事務所がありますから、そこに行ってつぶさに見てまいりました。なかなか皆さん、創意工夫されて、機械なども自分で手入れをしながら修理までして、そして暑いときに誰もしたくないときに一生懸命やっておられる姿を見て、そんなにぼろもうけができるような状況ではない——ぼろもうけと言ったらおかしいですけれども、楽をして仕事をしているわけではないなど私も思って見ていました。でありますから、村内の業者もいるんじやないかと、除草する。いるんでしょうかね。私はよくわかりません。（「ありますよ」の声あり）いやいや、違う、私は村内にそういう業者がいるかどうかはわかりませんということを言ったんですよ。本当にいるかどうか。多分いないんではないかなと思います。そういったことで、まちづくりセンターのほうで除草隊、除草する人たち、我々の年代ですよ皆、我々以上の年代もいます。そういった方々が実際やっておられる姿を見て、本当にご苦労さまだなというふうに私は思っているところでありますので、民業を圧迫しているというふうには私は余り思えないような気もします。ただ、それは私の一方的な主観でありますから、いろいろな人からもご意見をいただければなというふうには思っております。

議長（細川運一君）　　齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君）　　私は、まちづくりセンターで草刈りや何かをやっている場合も、非常に安全基準なり作業基準を守ってやっている姿を見ていますので、それはきちんとした考えでやっているんだなというふうには思っていますけれども、私のいろいろなこれまでの質問の発想の原点は、第3セクターを村が中心になって立ち上げたまちづくりセンターですよと、ですから聞いているわけです。そういうことを考えた場合に、やはり除雪・除草の会社がなくて会社も一般の家庭もみんな困っていてどうにもならないというのであればわかりますけれども、私は村内の業者はいると信じておりますけれども、その辺を村できちん

と、第3セクターを立ち上げた意義はどういうことなんだということを絶対忘れずにやつていただきたいというふうに思います。

それで、第3セクターに関する指導指針、先ほど村長は総務省からの指針によりとありますけれども、村では指針は設けてあるんでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　当然設けているはずであります。

議長（細川運一君）　　齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君）　　その指針は、じゃいつ作成されて村の案に載せているのか、ご答弁をお願いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　企画財政課長に答弁させます。

議長（細川運一君）　　企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）　　村独自の指針ということでございますけれども、あくまでもうちらほうの第3セクターに関する指針については総務省の指針のみであります、村の独自の指針というのはございません。

議長（細川運一君）　　齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君）　　ですから、その指針は結局国で定めて、それに倣った形でどこの自治体も指針を設けているケースがほとんどなんです。余り大きな違いはどこもございません。しかし、村が65%出資して立ち上げた会社ですので、やはり横道にそれてもらっては困る。それはあくまでも村長の考えになってきますけれども、村が何に基づいて指導するんですかとなったとき、やはり国から通達の指導指針も我が大衡でも設けておりますので、それできちんとやっていきますというふうに私は言うべきだと思うんです。村も65%出資しつ放して、赤字にならなければ何をやってもいいんでないのということでは私はないと思う。

それで、これまで過去三、四回、第3セクターについて質問していますけれども、どうも自分としては納得いかないので、そういう意味で質問しているわけです。その辺の指針、総務省からの通達がありますでしょうけれども、それを受けた後でも指針を作成して、それを運用していくということが私は必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　村の独自の指針ですね、どうも先ほどは、私はあるなんて言いながら、実は総務省を準用しているということですが、議員仰せのとおり、それを早急に整備

したいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） それでは、次の農業振興関係に移りますけれども、村長答弁で集落営農組織、認定農家数なり個人、それから農事組合法人なり会社法人なりで49組織というか経営体というか、あると。それが大衡村の農業にとって多いのか少ないのかはわかりませんけれども、まず、こういう情勢の中にあっては非常に厳しい農業関係であります。

それで、集落営農も、各経営ビジョンを作成したのが4地区と村長答弁されましたけれども、ほかのところをどういうふうに農協とタイアップして持っていたらいいでしょうか。ただ経営ビジョン策定をされるのを待っているのか、それとも積極的にかかわっていくのか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 集落営農ビジョンというのは、本当にもう10年以上も前から、大衡村でも集落営農を進めなければならないということで各地区において、当然JAも含めて説明会やらそういった立ち上げに向けての努力をしたところでありまして、その中でやっと衡下とか大瓜下とか、それから農事組合法人等々誕生してきたわけであります。なかなか笛吹けど踊らずという面がいっぱいあるわけであります。これも別に農民の皆さんのが悪いわけではありません。やはり今の農政といいますか、根幹をなす国の農政等々がこういう状況でありますから、農業の発展・振興、そういったものの阻害原因となっているのではないかなというふうに思います。

しかし、そんなことを言ってばやいていても物事は始まりません。大衡村もさらなる企業誘致とあわせて、そして農業振興にも十二分に力を注いでまいりたいと思うし、さらには、先ほども企業誘致で潤ったものを住民の福祉なりに向けたいと。向けて、皆さんが喜びを、豊かさを享受していただきたいということは、農業にとっても私は言えることだと思います。農業にも企業誘致で潤った部分を分配するべきだと思うんです。なので、そういったことをしながら、農業ばかりではありませんよ、商工業、中小工業者ももちろんであります。そういうふうに私はしていくのが本当の豊かな村のあり方ではないのかなと、こんなふうに思うわけでありますから、農業振興、全然考えていないわけでもございませんので、私は本当に真剣になってそれを模索してまいりたいというふうに思います。

ただ、今具体的に何するんだ、かにするんだと言われると、なかなか返答に詰まってしまうという面もありますので、そういうふうな姿勢でおるところであります。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 村長も農家の後継者として育ってきたわけですから、農業には人一倍強い関心をお持ちだと思っておりますけれども、集落営農組織として私どもも衡南生産組合を立ち上げました。さらには、この中にも認定農家なりがおられますけれども、しかしながら集落営農組織だ、認定農家だと言われても、いざふたをあけて後継者を見てみれば必ずしも農業のほうを向いていない。やはり誰でも経営的に家計を安定させなければならないですから、他産業に職を求めるのは私も当然だと思いますけれども、しかし私ども大衡村も、聞かれれば自然豊かな大衡村といろいろ言います。それは農家の人たちも大衡の美田、畑なり田んぼなりをみんなが一生懸命頑張って守っているから自然豊かな大衡村だと思うんですよ。ですから、そこで生産して、経営基盤を確立して、そこから収入を得て生活する、それが本来の姿であるんでしょうけれども、今そうできていない。そうしたときに、せっかくの優良農地、農振農用地であっても、これから先、保証はないわけです。

そんなわけで多分、農地・水とかいろいろ補助事業も出てきているんだろうと思います。やはりこれは田畠を基盤としてお金を稼ぐんじやなくて、大衡村の自然豊かな土地を守るんだという考え方にして私は農地なりを持っていく必要があるんじやないかと。田んぼをつくるから農地でないんだという形にこれからは考えていかなければならないというふうに思っている一人なんですけれども、村長、いかがでしょう。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まさに議員おっしゃるとおりであります。今、若者は、もちろん家計の安定を求めて当然企業等々に就職なされている方々が多数おられるわけであります。家に残って農業をやっている人は本当に数えるぐらいしかいないし、あるいは地域によっては誰もいないというような状況の中にもあるわけであります。そこで私は、そういった若者が云々じやなくて、やはり我々の年代になつたら要するに定年帰農といいますか、定年になって農業に帰るというんですかね、定年帰農といったことが今後定着していくらなど、こんなふうに思っています。

そして、何も稲をつくるのが農業じゃないんだと、畑でもいいんだし、私が思うには、どうせもう米をつくらないんだったら畠地化して、そこに大規模な一大規模と言ってもそんなに大規模ではないんでしょうけれども、例えば畠につくる豆、畠畔を取って畠にしてもともとは田んぼですから、ということで減反ということで豆とか麦、そういった面積を大きくこなせるような作目をしながら、そしてある一部では高収益の上がる作物を畠

に栽培して、そして例えばの話、アスパラだとか、例えばの話、これはあれからどうなったという話なんですが、薬用キキョウですとか、あるいはそういった高収入が上がるような作物など。あるいは野菜ですよ。野菜だって上がりますから、反収50万は標準的に上がる野菜もいっぱいありますので、そういったものを例えば2反歩でも3反歩でも自分でつくって、あの残った大面積は麦だり豆だりということで生産組合のほうに委託したり。それが定年期の皆さんでやればやれるんじゃないのかなというふうに思いますが、そういったシステムなども考えたいなというふうに思っています。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 今、村長が考えたいということでお話しされていましたので、ひとつ農業関係にもこういう形で大衡村として進めれば農家として経営が成り立ちますよということをぜひ言えるように、できるだけ早くその形を整えていただければと思います。

それから農振地域の見直し、整備関係ですけれども、国の補助事業でどうから簡単にはいかないのかもしれませんけれども、先ほど村長の答弁で、平成8年まで5回の整備計画、ローリングしてきたんでしょうけれども、47年、50年から始まって平成8年でローリングが終わっている。8年から28年までは全然計画の見直しがない。それは国の補助事業がないから、県から指示がないからしていないということなんですかね。いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） これについては産業振興課長より答弁させます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 今まで4回、改正という形をとってございますけれども、その内容については、大きな開発関係、工業団地とかそういったもので振興地域そのものに大きな変動があるときに合わせて計画の変更を行っているというものがございます。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） ちょっと話がそれるかもしれませんけれども、大衡中心市街地整備なんかで農振、今度大きく変わりますよね。そういった場合には変更をかけるということですか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 中心市街地の話が出た3年前になっているんですけども、そういったときについては、中心市街地の進める関係とあわせて、農振用地の変更についていろいろ協議はしてございますけれども、そちらが動いていないというところもございま

すので、農振の用地関係についてもとまっているというのが実情でございます。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 今般、国道4号が4車線化されて事業化として動き出したと。私どもの大衡村、それこそ大動脈の4号が大衡の真ん中を突っ走っている。その交通量を考えたときに、やはり私どもはこれを生かさなければならぬと思うんです。ですから、国道4号沿いがみんな農振農用地になっています、今。それはやはり車社会ですから、流通業務施設の誘致とか、例えば仙台北部工業団地、こっちは製造業ですから、製造業が張りつけば必ず輸送業務というか、輸送事業だって必要なんだ。そのほかも必要になってくる。ですから、国道4号も4車線化が事業化に向いているんですから、4号線沿いを例えば50メーターとかそういうふうな形で村の方針として農振除外をして、それは流通業務施設なり人口地域なり商業施設としての村としての生き方、それらを村長決断するというか、検討に入っているんじやないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 国道4号線の法線が確定すれば、そういった作業も当然視野に入れなければならないのかなとも思いますが、しかし国道沿線が全て農振の用地であるということでは今現在でもありませんので、それは認識をお願いしたいと思いますが、いずれにしても国道4号線、まだ確定測量に入っておりませんので、確定した折には、その後の大衡村としての作業としてそういったことも視野に入れながら検討していかなければならぬと、こんなふうにも思っているところであります。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を4時25分といたします。

午後4時16分 休憩

午後4時25分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りいたします。予定していた一般質問が全部終わらないことが予想されているため、全部が終わるまで会議時間を延長したいと思います。会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本日の日程としておりました一般質問

が終わるまで会議時間を延長いたします。

一般質問を続けます。

通告順 5 番、小川ひろみ君、登壇願います。

[13番 小川ひろみ君 登壇]

13番（小川ひろみ君） 通告に従い、2件を一問一答でご質問いたします。

まず初めに、旧幼稚園舎の今後はと題してご質問いたします。

旧幼稚園舎は閉園から5年がたち、前年度までは草刈り、光熱費、火災保険、警備保障など、年間管理費として約60万円の経費でございました。27年度は、雨水排水路修繕整備工事を行い、約100万円の決算額になっております。今までの総額340万円ほどを支出しております。

旧幼稚園園舎は、使わないことで建物・配管の老朽化はもちろん、さまざまな修繕箇所が出てきていると思われます。そして外から見える景観も悪くなっているのではないでしょか。

現在、塩浪団地造成工事が行われており、4月には分譲開始の計画です。家を建てるという大きな買い物をするとき、周辺の環境、施設を見ることは誰もがすることだと思います。このままの状態でいいものなのでしょうか。建物を解体し更地にすることも考えているのでしょうか。それとも計画していることがあるのでしょうか。

現在の建物の状態を把握し、今後の活用を考える時期です。村長の公約にも、旧幼稚園の跡地の活用を早急に検討するとあります。村長の今後の進め方など、現時点の考えをお伺いいたします。

次に、若い力を地域づくりにと題してご質問いたします。

人口減少や高齢化が進み、若者の定住対策が必要不可欠です。若者の力を今後どう生かし、どう育て、能力を発揮できる環境づくりをするかがこれからの課題だと思われます。若者自身が必要とされていると感じ取り、地域のために何か役に立ちたいと思わせることが大事ではないでしょうか。そして、若者が地域のまちづくりに参画する取り組みは大衛の未来づくりに発展し、政策にも重要になると考えます。そのことが結果として高齢者にとっても住みやすい地域となるのではないでしょうか。

実際に若い力を地域づくりに生かしている自治体がございます。

福井県鯖江市では、3年前にJK課を新設して全国的に話題になりました。成果よりも変化を求める地域を変えること、大人はサポートに徹する、そういうことでまちづくりに關

心の薄い層を巻き込むという試みは、予想以上の成果を上げております。

また、島根県江津市では、まちの資源の活用や地域の課題解決につながるプランを若者に提案してもらい、ビジネスコンテストをやっております。大賞者には100万円が贈られ、その後の支援をサポートしております。また、空き家の活用は、Iターン者、Uターン者、企業誘致の社宅として活用など、ニーズに合った工夫を凝らした取り組みが成功し、移住者・定住者を迎えることができました。

そして愛知県新城市では、若者の声を生かし、若者が活躍できるまちづくりを推進しています。具体的には、言語を学ぶ無料の若者ITチャレンジ講座、音楽とダンスで地域を盛り上げる新スタイル若者版盆ダンス、成人式から5年後の若者の再会の場となる25歳成人式、過疎地区空き家や遊休農地活用策などを提案する村プロジェクトなど、実際に開催しております。

地域づくりは、予期もしないような活動、価値を生み出していくことです。大衡という地域に残りたい、住みたいと思えるまちづくりをすることがこれまで以上に大切であると思われます。そのためにも子ども議会、中・高生議会の開催、子育て世代、女性の観点を聞く議会などを開催することが大事だと思われます。村長の考えをお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 小川ひろみ議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の旧幼稚園の今後はとのご質問でございます。

旧幼稚園の現在の建物の状況をどのように把握し、今後の活用をどう考えているのかとのご質問でありますが、現在、旧幼稚園は村の備品等の倉庫として活用しております。建物は年々少しづつ老朽化が進んでおります。議員ご指摘のとおりでございますが、今後の活用方法につきまして、これまでいろいろ検討してまいりましたが、現在の検討案としましては、村民の生涯学習の拠点として位置づけて、幼児から大人まで気軽に集い、コミュニティ活動及び文化活動の向上に役立てられる施設として活用することを検討しております。

議員先ほどお話しのとおり、私も早期に活用を具体化したいという公約を掲げておったわけであります。忘れているわけではありません。具体的な内容につきましてはまだ検討中であります。現段階では具体的な内容としては公表できかねますが、今後もいろいろと検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目に若い力を地域づくりにというご質問であります。

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけることを取り組み方針として、大衡村地方創生総合戦略を平成28年、ことしの2月に策定しまして、4つの基本目標ごとに数値目標と重要業績評価指標を設定いたしました。具体的な施策、事業を展開しているところでございます。

その中の「大衡村への新しいひとの流れを創出する」という基本目標の具体的な施策として地域間交流の振興を掲げており、交流推進体制の充実策として各種広域行政組織の活用を促進していくこととしております。

大衡村の未来を担う子供たちや若い世代、子育て世代が、社会参加や地域間交流により自分が住むまちに興味や関心を持ち、意識の底上げは必要ですが、ご質問のとおり小学生や中学生・高校生の意見を聞く機会、あるいは子育て世代や女性の目線・観点で意見をお聞きする機会の導入も今後検討しなければならないものと考えております。

そういう意味で、議員ご提案の子ども議会やら若人の意見を聴取する機会、といったものもこれからどんどん検討して実施できればと、こんなふうにも考えているところであります。

また、総合戦略の一つに、若い世代の妊娠・出産・子育ての希望を実施するという基本目標も掲げております。その目標を達成するための各種施策を展開していくことで、結果として若者の定住対策につながるものと考えております。

今申し上げたとおり、以前は小学生の模擬議会の開催などがございました。そういう総合計画を策定した際には中学生のアンケート調査もし、村の進むべき方向性や政策に反映した経緯もありました。若者世代を含め多くの方々が地域のまちづくりに参画し、その意見を村政に反映させてこれまでまいりたということであります。

人口減少に歯どめをかけ、平成32年、2020年でありますが、の戦略人口6,203人の達成につなげるためにも、今後もさまざまな世代からの意見を聞く場を設けていきながら村のグランドデザインを描き、住みよいまちづくりに努めてまいりたいと、このように考えているところであります。

定住促進の事業についても手法はいろいろとございます。ただいま本当に議員、いろいろな角度で全国的な取り組みの実態をご披露いただきましたが、そういったこともアンテナを高くしながら、どういうことが大衡村になじむのかといったものを精査しながら、取捨選択しながら定住促進、人口の増加につなげてまいりたいと、こんなふうに思うところ

であります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 幼稚園跡地について、最初そちらのほうからご質問いたします。

やはり幼稚園、閉園してから5年がたっております。月日がたてばたつほど老朽化が進むと思っております。老朽化の程度をどのように把握しているのか、そしてこれからの活用としてどのように時期的なところを考えているのかお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 旧幼稚園の活用のあり方につきましても、実は教育長を委員長として活用策の検討委員会を立ち上げるべく、今、鋭意準備をしているところであります。また、その前からも教育委員会のほうでいろいろと案もあるようあります。それも踏まえながら、さらに地域住民、PTA、学校、あるいは社会教育的な見地からいろいろなご意見も伺いながら、ぜひ目指すべき方向性を早急に示したいというふうには思っております。

今、老朽化、どういうふうに考えているのかということですが、本当に使わないと、議員仰せのとおり家でも何でもそうですが、人でも頭を使わないとだめになっていくというようなことがあります。人も同じ、家も同じ、建物も同じでありますから、やはり活用できるんであれば活用すべしということですので、そういったことを早急に検討したいというふうに思っています。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはり効率的で効果的な跡地利用が村民の皆さんも求めているところだと思います。今、村長が言ったように住民のニーズの分析や把握、そういう対策もとても大事になると思います。教育長がいろいろな部分で考えていることもあるという答弁でございましたけれども、生涯学習の拠点としてコミュニティ活動及び文化活動の中で、現在ある施設、公民館、大衡城青少年交流館などがございます。そういうものでは足りないのか、それともやはり同じようなコミュニティ、そういうような施設を必要とするのかお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 教育長のほうから答弁させたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 公民館では足りないのかということですけれども、これから跡地のところに何をつくるかということが大変重要になってくるかなと思います。跡地じゃないです

ね、旧幼稚園舎の構造等を考え、できるものとできないもの、公民館ができるもので、公民館でできないもの、そういうところを考えながら……

議長（細川運一君） 教育長、マイクをもう少し近づけてご発言を願います。

教育長（庄子明宏君） 濟みません、ここまでよろしいですか。

現在あるものを有効的に使えばなというふうに思っています。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはり改修するとなりますと多額な費用がかかると思います。そういうような部分はどのくらいと見積もっていらっしゃるのか、今の段階でのお答えでいいのでお願ひいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 現在、教育委員会としまして、ここだけではなく給食センターの改築、中学校の自転車置き場改修、小学校の体育館の改修、そのほか中学校グラウンド改修等大きな事業も抱えております。そのような中で村長が公約に出しております事業をやらなければならないということで、今現在このぐらいかかるだろうという予定は立てられない状況になっています。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 待機児童解消のために一応幼稚園舎も頭の中に入れたという村長のお話が前にございました。そのときは、向かって右側で大体1,000万近くというお話があったように私は記憶しております。そうしますと、全体を改修しますと多額なお金の創出が考えられると思いますけれども、結局改修しての活用になるのか、また解体する考えはなかったのか、そのあたりをお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） これは幼稚園がこども園に切りかわったときからのお話であります。5年前まで使っていたのかな、ということで教育財産でありますから、当時の渡邊教育長が一生懸命案を練っていたという、その構想図ももちろん今あるわけでありますけれども、それをもとにしながら解体ではなくて現状のものを最大限に、村の教育的な見地から見て教育財産にふさわしい使い方をしようではないかというお話であったわけでありますから、それを今も継承しているところではあります。

解体するにしても、当然多額の解体費がかかります。今議員がおっしゃった改修するのにどのぐらいを予想していますかというお話ですが、にこにこ保育園にしたときに何ぼか

かるのだという話をしたときに、玄関から右側だけで大体2,500万かかると言われました。役場の建設担当にそのぐらいかかりますと言われたわけであります。そのときに、それではだめだと、そんなにかかるんではここでしないということで今の旧保育所でやったわけであります。あれを全部例えれば改修するとなれば、やっぱり億の上はかかるんではないかなと。そして下に遊戯室がありますね。あれも当然改修するか何かしなければなりません。

そういったことで、じゃ具体的にどういった今構想を描いているのかといったときに、あくまで構想でありますから決定でも何でもございませんが、参考までに申し上げますと、右側に図書室、図書館と言ったほうがいいのかな、を開設しまして、そしてさらにはスペースがあるところで談話室的な、あるいは読書したりするスペースも設けながら、そういったものもいいのではないかというお話も今しているところであります。

さらには、村民の皆さんのお憩いの場、例えば高齢者の皆さんのお茶飲み場所と言ったらちょっと語弊がありますけれども、将棋をしたり囲碁をしたり、そういったスペース等々、あるいは子供たちのものづくりのスペース、そういったエリアも含めて、さらに遊戯室なんかは、これも要望あったんですけども、そのまま使えるかどうかはまだわかりません。地震等々で天井なんかも直さなければならないかなということもあります。スポーツ施設といいますか、例えば卓球台を4台置いてとか、そういったことも視野に入れながら活用する方法がないものかなと今模索中でございます。

今言ったことは別に決定でございませんので、そういったことも視野に入れながら考えていますということで、その一端を述べさせていただきました。

以上です。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 大郷町では16年に味明小学校跡地を企業、スモリ工業に売却していました、建物を含めた跡地を6,800万円で買っていただいております。そういう部分で、やはり企業ができる、ものづくりを学ばせる家づくり加工というのをしております。

大衡村も企業がたくさんございます。そういう部分で企業に活用していただくような考えはないのか、お伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 企業のみならず跡地を含めた建物等々、例えば買い手があれば売却する気はないかというような趣旨だと思いますが、もちろんそういう方がおられるんであれば、

どうかご紹介をしていただければなとも思います。

今のところ民間に売却というようなことは想定しておりませんけれども、もしそういったことで活用したいという団体なりあるいは企業がおられましたら、それはそれなりにまた考えていかなければならぬというふうに思いますが、お話は伺っておりませんので何とも言えませんがということで、先ほど申し上げたとおり、今のところはそういったおぼろげながらの活用方法というものを考えております。

もしそういった企業あるいは団体、ぜひという方がいれば、ご相談には当然応じたいと思いますので、どうかご紹介のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 改修するのに、大体のあれですけれども、村長から1億円というお話もございました。やはり多額の税金を使うわけであります。また、いろいろな補助金制度を使っての部分もあるかとは思いますけれども、そういう部分を考えながらも、更地にすることは考えなく、コミュニティーを考えていくということ。

あと村長、私が申したようにいろいろな企業に売却という考え方、来てくれることがあればというお話でございました。塩浪団地造成工事は終わりまして、4月から分譲が始まります。あの姿でそのままにしておくというのは本当に外観的にも余りいいものではありませんし、建物、大きなものを買うというとき、周辺の設備というものを重視する部分がたくさんあると思います。そういう部分を含めまして、今後、将来どのように見据えていくか、何が一番成果を上げ効果的なのかを見据えた上で、跡地の利用を早期に求めたいと思っております。

それはそれで終わらせていただいて、次の若い力を地域づくりにということでご質問させていただきます。

同世代、同じ立場の視点からの提案により、さまざまな事業や支援策拡充、補助金などに反映するものであると考えます。先ほど子育て支援のご質問がございましたけれども、子育てをしている方々の立場から考える子育て支援事業、そういうものもやっていかなければいけないのかなと思っております。

それで、村長のそのときの答弁の中で、子育て支援事業検討委員会を立ち上げたというお話がございました。そのメンバーというのをお知らせしていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 健康福祉課長に答弁させます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文弘君） 子育て支援事業の検討委員会は、現在、実施要綱の作成中でございます。その中で構成メンバーとしましては村長、副村長、教育長、各課長、局長となっております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 今お聞きしますとやはり上層部というか、子育て世代とちょっと離れた方々なのかなと、私的にはちょっとウーンと思ったんですけれども、職員の中にも現時点一番大変な、仕事との両立をしている子育て世代の職員もいるわけです。そういう方々もこの中に入れるという考えはないのかお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） それはないというわけではございませんよ。でも、村長、副村長、教育長、それから課長であります。課長は課を代表して来ていますから、当然子育て世代の職員の意見も集約しながらそこに臨むものというふうに理解しておるところであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） どんな政策も大人目線というか、あと男目線になりがちな部分がたくさんございます。そういう部分も考えながら、女性の観点を視野に入れて、これからの大衡村定住促進に向けた取り組みの中でそういう部分がとても大事になってくるのではないかと考えます。

また、10代目線、若者の目線も村政に反映する取り組みがとても大事だと思っております。村長の答弁の中でそういう部分も考えていきたいとありましたけれども、具体的な内容などありましたらお願ひいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） これからの未来の大衡村を構築していく、そして発展させていく、そういった力は当然若い世代の方々によるところが大であります。若い人なくして大衡村の発展はもちろんないわけでありますから、若い力を活用するためにも、若人のご意見を当然聞かなければならぬというふうに思っております。

先ほども申し上げましたとおり、子ども議会とか、あるいは子ども議会のみならず若い人たち、女性の視点なり、あるいは男性の視点なり、そういう幅広く意見を聞く場を、もちろん議会におかれましても広聴委員会というものを立ち上げたわけであります。議員の皆様方も当然そういうことで意見等々を収集されると思います。我々もそれと並行しな

がら、若人の意見を集約するような、そしていただけるような機会をぜひ設けてみたいな
というふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 今言われましたように、若者の自由な発想はすごく刺激になるものもあります。私が先ほど自分が調べたものも言いましたけれども、盆踊りじゃなくてダンスを取り込んだような盆ダンスとか、前に質問いたしました三十路成人式ですか、30歳成人式ではなく、このまちでは25歳成人式ということで、出会いとかそういう部分も求めているみたいです。また、空き家対策として遊休農地の活用、村プロジェクトとかそういうような部分で斬新なものの考え方、視点がやはり違うものになってくると思います。そういう部分でもこれから大衡村のまちづくりにますます反映して、大衡に住みたい、そして残りたい、大衡のために役立ちたいという子供たちの人材育成が求められると思いますが、その点についてお願ひいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 議員仰せのとおりいろいろな地域おこし、そして若者の定住促進策、そういったものが全国的にいろいろな手法、やり方でもって先進的にやられている事例を小川議員もよく勉強されて、事例を示していただきました。

大衡村も定住促進、そして若者定住のため鋭意努力を今しているところであります、大衡村の手法としては、数ある中で、今、全国的にいろいろなものがある中で、大衡では定住促進のための事業、例えば住宅の補助なり、あるいは子育て日本一の村を目指してやっているわけであります、それがイコール定住促進、若者の活力を得るための手法として生きているのではないかなど。ですから、大衡村で今やっていることがそもそも一つの施策であると私は思っておりまして、それは全国的にもっともっといろいろな施策がいっぱいあるんだろうと思いますが、その中の一つが大衡村の子育て支援やら定住促進の施策であるというふうに私は自負をしているところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 隣の大和町でも、活性化アイデアコンテストというのをやっております。この間の8月30日の新聞でした。大和町にあります宮城大生26人のプロジェクトチームで初の開催ということで、まちづくりコンテストに向けて、職員とともに大学生が一緒になってまちづくりを進め、空洞化している部分、新旧住民の交流ですか、新しい団地と、もともといらっしゃる方々との交流を含めたアイデアを出していくような形をしております。

大衡村も今回、村民運動会で、ときわ台団地も新しく参加していただき、4月からの分譲で何年か後にはまたその地域の方々もいらっしゃるわけです。もともといる住民と新しい住民との交流も今からとても大切になることだと思います。そういう部分で、これからまちづくりの施策というのはとても重要になると考えておりますが、村長は、いろいろな機会や聞く会を設けるとお話ししていただいておりますけれども、それも早急にしなければ、一度や二度の会議の中で物事を決められるものでもございません。ここである程度の時期的なものとかそういうような考え方をお示ししていただくことが大衡村のまちづくりの一番大事なことだと思いますので、お答えをお願いしたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　若者の意見、若い人たちあるいは女性の視点、男性の視点、若い人たちの意見を聴取する機会を設けたいと、そのように本当に思っているところでありますが、しかし、まだまだ、ときわ台もやっと歩き出したばかり、それから今開発している団地も来年の4月からの売り出しということでありまして、即、若い人が定住、もう終わったというわけではございません。これから進んでくるわけでありますから、そういった歩調に合わせながら機会をぜひ設けていきたいというふうに思いますし、当然また既存のといいますか、五反田地区にお住まいの若人ももちろんいっぱいおられますから、そういった皆さんとの懇談会などもぜひしてみたいなというふうにも思っているところでありますし、そういうことで若い人たちの力、そういったものを地域づくりに役立てていただけるような機運を盛り上げてまいりたいと、こんなふうに思っております。

議長（細川運一君）　　小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君）　　国が打ち出しております地方創生支援策をうまく今後利用して、大衡の魅力を創生する意気込み、課長もこれからこういう部分をうまく利用するということがとても大事になってくると思います。課長も財政面とかいろいろな部分を考えていらっしゃることとは思いますけれども、国の財政の補助的なものをうまく使うということは職員としてとても大事なことだと思います。一般財源、税金だけを使うことが施策のあれではないと思いますので、その部分をお聞かせ願いたいと思います。

議長（細川運一君）　　最初から課長という質問はないと思います。村長。

村長（萩原達雄君）　　企画財政課長に答弁させます。

議長（細川運一君）　　企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）　　地方創生の総合戦略に掲げているいろいろな事業があるかと思い

ます。議員おっしゃるとおり、一般財源だけの対応では不可能だということもございます。ただ、地方創生の推進交付金というのがございますが、なかなかハードルが高うございまして、例えば先駆性ですとかそういった部分がございますので、昨年というか27年については定住の補助金は先行型で対応したんですけれども、先行型も今回なくなって推進交付金というふうに名前が改まって、先駆性ですとかいろいろな部分のハードルが高くなっています。ただ、だからといってそれを一般財源に振りかえるのではなくて、例えばほかの町村、宮城県外の事例等も参考にして、アンテナを高くしていろいろな部分で取り込めるものがあるんじゃないかなと思いますので、そういった部分で検討していきたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 課長の答弁をいただきました。村長からも、大衡の魅力を創生する、そして大衡が今後どのように魅力あるまちづくりにしていくかをお聞きいたしまして、最後のご質問にさせていただきます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今、みんなでつくる大衡村ということあります。本当に魅力ある村、まちをつくるためにみんなで協働して、みんなの力で邁進する、そういった姿勢が当然求められるのではないかというふうには思います。

しかし、今、実際、大衡村は魅力のある村であると私は思っているところであります。なので、さらに魅力のある村をもっともっと充実発展させ、そして皆さんがますます住みたくなる村、大衡、そういったものを目指していきたいなというふうに思いますし、子育て支援等々の充実を機に、今現在でも大衡村に行って住みたいということで来られる方がいっぱいおられます。住宅等々の申し込みの理由といいますか動機、そういったものを見ますと、皆さん一様に、大衡村は子育て支援充実の村だから住みたいんだというお話が、住宅の申し込みの中には過半数以上そういった理由がございます。そういった意味では、今度新しく開発される団地についてもスムーズに完売できるんじゃないかなと、そして定住促進にますます拍車がかかって住みよい村になってくるんじゃないかなと、こんなふうに思っております。

よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 最後に、村長の答弁で聞きたいことがございましたので、今の答弁の中

で、アパートに住みたい方も、子育て支援がすごく充実しているから大衡村に住みたいというお声があるというお話をございました。

今、18歳までの医療費無料が、近隣町村もほとんど同じになっております。子育て支援施策はほぼ同じような内容になっているのが現実であります。やはりそういうものを踏まえて、今後、魅力を斬新的なというか、違うことをしなければ大衡村のよさが、本当にここが違うという部分を打ち出さなければ、ここ大衡に住みたいという方より、交通網のいいところ、いろいろな部分で利点のいいところを求めるので、そういう部分を考慮しながらこれからやっていっていただきたいと思います。

これで終わります。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　ただいまのお話であります、子育て支援の充実等によって住みたいという理由が多いんすとは言いましたけれども、ただ、私は、何でも無料なり何でもただ、そういう合戦というんですか競争ですかね、そういったことに走るというのもいかがなものかなと、こういうふうには思っています。そうじゃなくても住みたくなる村。皆同じように18歳まで無料という話、もちろん今、いろいろなところでもそれが普通になってきました。でも、やはり大衡がいいねと言われるような大衡を目指してまいりたいと。無料合戦をするつもりはもちろんございません。そんなことをしなくとも、牛野ダムはあるし、大瓜に行けば大自然の山がある、そういったところで大衡いいねというふうに言われるようになしたいと思っています。

先ほどちょっと誤解を与えるような説明をしたので補足させていただきます。

幼稚園跡、企業など買い手がいたら云々と言いましたけれども、あくまでも企業と言つても公共性があるとか、そういったという意味でありますから、誤解のないようにぜひお願いをしたいというふうに思います。

以上であります。

議長（細川運一君）　　ここでお諮りします。本日の一般質問を終わりとし、引き続きあすも一般質問を続けることといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）　　異議なしと認めます。したがって、本日の日程はこれで全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

午後 5 時 17 分 散 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議會議長

署名議員

署名議員